

2022  
新年号

# 石川 中央会報

年頭所感

トピックス

迎春

電子帳簿保存法が改正されました  
官公需適格組合制度 ～官公需とは？～  
年賀誌上交換



## 第73回中小企業団体中央会(神奈川県)へ参加

神奈川県横浜市のパシフィコ横浜国立大ホールにて“人を「絆ぐ」・組織を「結ぶ」・地域を「紡ぐ」～ポストコロナは変革の時代、連携と確信で躍進する中小企業へ！～”をキャッチフレーズに第73回中小企業団体全国大会が開催されました。  
【詳細は19頁】



石川県中小企業団体中央会

<http://www.icnet.or.jp>

## 年頭所感

- 02 山出 保 石川県中小企業団体中央会会長  
 03 谷本 正憲 石川県知事  
 05 森 洋 全国中小企業団体中央会会長  
 06 山下 毅 株式会社商工組合中央金庫金沢支店支店長

## 巻頭ゼミナール

- 07 **ポスト・コロナは主流なるか?**  
 ～若い世代に広がるライブコマースという流通の新形態～  
 神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦 氏
- 12 **知的財産権あれこれ 2021** ～こつこつじっくり～  
 みさき国際特許事務所 代表・弁理士 横井 敏弘 氏

## トピックス

- 15 電子帳簿保存法が改正されました  
 17 官公需適格組合制度～官公需とは?～

## 中央会事業だより

- 19 **第73回中小企業全国大会(神奈川県)へ参加**  
 21 経済講演会を開催  
 21 石川県・金沢市に対して令和4年度予算要望を実施  
 22 情報連絡員向け研修会及び意見交換会を開催  
 22 石川県中小企業団体事務局協議会 役職員等研修会を開催  
 23 石川県中小企業青年中央会 『「まち」の回遊とアートに触れる』を実施  
 23 石川県中小企業団体中央会女性部  
 組合女性部活動訪問事業(金沢地区～金沢湯涌温泉～)を開催しました

## News(会員関係)

- 24 新聞掲載記事より  
 [輪島漆器商工業協同組合、山中温泉旅館協同組合、横安江町商店街振興組合]

## 組合情報 Pick up!

- 24 組合運営Q & A 「公平奉仕の原則の適用について」  
 「総会招集請求の要件について」  
 「賛助会員制度について」
- 26 Pick up! 全国の先進組合事例＝令和2年度組合資料収集加工事業報告書より  
 第一精密工業協同組合  
 安達収運業協同組合  
 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合

## お知らせ

- 29 令和4年度石川県中央会会長表彰並びに  
 石川県知事表彰に係る被表彰候補者の推薦について  
 29 個別専門相談室開催のご案内  
 30 県内の情報連絡員報告(10月)  
 32 会報読者アンケート No.4号 プレゼントクイズ当選者紹介!  
 69 くみWai広場(山中漆器連合協同組合)



## 年頭所感

山出 保 石川県中小企業団体中央会会長

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、全国各地に緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用がなされ、飲食店等は時短営業や対面サービスの抑制、企業においてはテレワークの実施等により、人流抑制や三密回避の実践を行いながらの社会・事業活動を余儀なくされる一年でした。

本年は、新型コロナワクチンのブースター接種や新たな治療薬の出現等に期待しつつも、感染リスクを引き下げながらウイズコロナ時代の新しい日常の実現を図り、経済社会活動を盛り上げていかなければなりません。

このような中、石川県中小企業団体中央会といたしましては、組合組織のスケールメリットやネットワークを生かし、中小企業の更なる成長のための後押しを行うとともに中小企業の連携組織の構築を基軸に、これからのウイズコロナの新たな時代に適応した、経営革新の推進、地域資源の活用による地域振興、デジタル化支援、カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた取り組み、人材育成及びものづくり支援等に積極的に取り組んでまいりますとともに、かねてからの課題であります事業承継、事業継続計画（BCP）への対応に引き続き取り組んでまいります。

まずは、巡回指導や相談業務を通じて、組合や中小企業が抱える課題や支援ニーズを的確に具体的に把握し、さらには中小企業それぞれが持つ、高いポテンシャルを持った経営資源を掘り起こし、原石を磨き上げて整え、ときには他の経営資源を添加しつつ、立派なビジネスモデルの確立のため本会と一緒に取り組み、また、本会が有する連携組織等のノウハウを活用し、あとひと押しのお手伝いを行うことにより、中小企業にとって明るい未来が開けるよう精いっぱい努力をしまいる所存です。

終わりに、組合並びに組合員の皆様におかれては、どうかコロナ禍を克服され、より良い一年となりますよう、あわせて各位のご健勝を祈念し年頭のご挨拶といたします。





## 「地域経済の再生と企業の競争力強化に向けて」

谷本 正憲 石川県知事

明けましておめでとうございます。令和4年の新春を迎え、皆様には、謹んでお慶び申し上げます。また、日頃から県政の推進にご理解とご協力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症との闘いが、一進一退を繰り返した年でした。過酷な環境のもと、昼夜を問わず、高い使命感を持って献身的に感染者の治療を行っていただいている医療従事者の方々や、県民生活に不可欠な社会インフラを支えていただいている皆様方に心より感謝申し上げます。

ワクチン接種の進展をはじめ、感染防止対策が日々前進する中、これからは、医療提供体制の確保をはじめとする感染防止対策と、コロナで傷んだ地域経済の再生を両立させていくことが、本県経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せていくことに繋がるものと考えています。引き続き、県民や事業者の皆様の声をお聞きしながら、あらゆる手立てを講じてまいります。

その上で、県民生活の安全・安心の確保はもとより、質の高い文化やものづくり産業、高等教育機関などの集積、豊かな自然といった本県の個性・財産の磨き上げ、陸・海・空の交流基盤の整備、産業の競争力強化など、本県の更なる飛躍・発展に向けた施策についても、しっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

本県経済は、製造業を中心に持ち直しているとされている一方、飲食業や観光関連産業は、長期間にわたる人流抑制の影響により、大変厳しい状況にあります。疲弊したこれらの産業を回復軌道に乗せるため、「Go To イート事業」や「県民旅行割」を実施し、多くの方にご利用いただいています。先般、利用期間を延長するとともに、旅行割の対象を北陸三県の県民に拡大したところであり、さらなる需要喚起を図ってまいります。

さらに、県独自の経営持続月次支援金や、保証料を免除する低利の融資制度などにより、企業の事業継続を下支えするとともに、専門家派遣、新分野進出や販路開拓への助成などにより、前向きに取り組む企業を支援しているところです。

引き続き、感染状況や国の動向を注視しながら、県内企業をしっかりと後押ししてまいります。

北陸新幹線金沢・敦賀間については、レールの敷設が進むとともに、小松駅、加賀温泉駅の駅舎の外観が姿を現すなど、令和5年度末の県内全線開業に向けて順調に工事が進められているところです。日本海側の大動脈としての役割を最大限発揮するためにも、引き続き、金沢・敦賀間の令和5年度末までの確実な開業及び敦賀・大阪間の令和5年度当初の着工とフル規格による早期全線整備を、国に強く働きかけてまいります。



また、将来を見据えて競争力の強化に取り組む企業をしっかりと後押しすることが、本県産業の元気につながり、ひいては石川の明るい未来につながると考えています。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、社会全体のデジタル化の推進が求められており、特に産業分野においては、企業の競争力強化につながるものとして、重要性が一層高まっています。

本県では、これまでもA I・I o Tの活用による企業の生産性向上を図ってきましたが、今年度は、導入を検討する企業を支援するため、技術面のみならず経営面も含めた助言を行うアドバイザーの派遣制度を新たに設けました。また、具体的に導入する企業への助成枠を拡大し、製造工程のデジタル化による生産性の向上と、デジタル化技術を活用した付加価値の高い製品開発を支援しています。

さらに、早稲田大学を代表校とする「スマートエスイーI o T/A I石川スクール」により、高いレベルでデジタル化を進める企業の高度人材の育成を支援してまいります。

県でも「石川県デジタル化推進計画」を拠り所に、行政分野はもとより、産業をはじめ、あらゆる分野のデジタル化を、これまで以上に進めてまいります。

県内企業の海外展開については、海外渡航が制限される中、商談の機会を確保するため、海外のバイヤーと県内企業との間で、オンラインによるビジネス商談会を開催しました。

また、シンガポールや香港において、実店舗とオンライン上のアンテナショップでの県産品の販売を通じて、県内企業の販路開拓を支援しています。今後とも、県内企業の海外展開を後押ししてまいります。

地域資源を活かした新製品開発や販路開拓等については、全国最大規模の400億円のチャレンジ支援ファンドにより総合的に支援しているところであり、引き続き、中小企業の前向きな取組みを後押ししてまいります。また、革新性の高い分野における研究開発、新製品の開発等を300億円の次世代ファンドで支援しています。今後とも、本県の次世代を担う産業の育成を図ってまいります。

雇用情勢は持ち直しの動きが広がり、中には人手不足の業種もある中、特に学生の県内就職の促進は重要な課題の一つです。このため、先般、学生の声も踏まえ、他県にはない多彩な機能を備えたスマートフォンアプリ「いしかわ就活スマートナビ」の運用を開始したところであり、企業の皆様には、積極的に活用いただき、学生向けの企業紹介や、採用情報の登録などを通じて、人材確保の一助にさせていただきたいと考えています。

企業誘致は、地域経済を活性化させる重要な施策であり、本県の立地の優位性や充実した支援体制などを積極的にPRし、本社機能の移転・拡充、サテライトオフィスの開設などさらなる誘致に取り組んでまいります。

優れた技術力を有する県内中小企業は、本県経済の基盤をなす地場産業を支えるとともに、多くの雇用を創出し、地域社会の担い手としても重要な役割を果たしていただいています。今後とも、中小企業振興条例を拠り所として、中小企業の振興に努めてまいります。

この新しい年が皆様にとりまして、明るい展望の持てる年となるよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。



## 年頭に当たって

森 洋 全国中小企業団体中央会会長

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
昨年6月に会長として再任頂き、11月には本会創立65周年記念式典を開催することができました。これもひとえに会員皆様方の日頃のご支援やご協力のお陰であると深く感謝申し上げます。

昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限等の影響を強く受けて実に苦しい1年でした。世界的な半導体不足や原油、金属、食料原材料等の価格高騰、豪雨・台風等の自然災害の発生、深刻化するデジタル人材不足、事業承継問題等により、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、対面サービス業を中心に深刻な影響を被りました。ワクチン接種の進展等により感染者数は減少したものの、依然予断を許さない状況が続いています。岸田新政権が昨年11月に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の実効に期待を寄せているところです。

このような状況の中、中小・小規模事業者にとって喫緊の課題である生産性向上や経営強靱化は急務であり、そのためには、個社ごとの経営努力に加え、中小企業組合をはじめとした共同化、協業化、企業間連携を通じた戦略的な取組みが重要になります。

昨年11月25日に神奈川県のパシフィコ横浜国立大ホールにて開催した第73回中小企業団体全国大会では、萩生田経済産業大臣等多数のご来賓をお迎えし、全国各地から中小企業団体の関係者約1,700名が参集し、

- I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充
- II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
- III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

の実現に向けて、共に取り組むことを決議しました。

大会後の「感謝の夕べ」にご臨席賜りました岸田内閣総理大臣からは、ものづくり補助金の中央会の事務局としての活動と生産性向上の具体的な事例に言及され、謝意を頂き、中小・小規模事業者の発展を支援する中央会への期待が表明されました。この岸田内閣総理大臣の中小・小規模事業者への期待や支援に応えるためにも、組合組織が持っている企業同士の「連携力」を大いに発揮し、中小・小規模事業者が誰一人取り残されることのないよう全力で取り組んで参ります。

とりわけ、ポストコロナを見据えた新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立、デジタル化・グリーン化への起動、事業再構築・生産性向上、災害対策、事業承継、事業再生などの最重要課題については、会員の皆様との連携を一層強化し、対応してまいります。

結びに、本年が中小企業組合と中小・小規模事業者の皆様にとりまして、一刻も早く安心して事業活動を行う環境が整いますとともにコロナ禍から立ち直り、新たな飛躍への足がかりとなる1年となりますことを心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年元旦



## 年頭にあたって

山下 毅 株式会社 商工組合中央金庫  
金沢支店 支店長

新年あけましておめでとうございます。

旧年中に賜りましたご支援・ご厚情に厚く御礼申し上げますとともに、令和4年の新春を迎えるにあたり、所感の一端を申し述べて年頭のご挨拶とさせていただきます。

2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響下で迎える2年目の年となりました。欧米経済は、ワクチン接種の進展や大規模な景気対策の効果などから、概ね1年を通じて回復基調を辿りました。わが国製造業でも、こうした海外需要を映じて輸出が堅調に推移したことに加えて、国内においても巣ごもり需要やテレワーク需要などに支えられた耐久消費財販売が底堅かったことから、年央にかけて生産の持ち直しが続きました。もっとも、年後半は半導体をはじめとする部材不足による供給制約が、自動車の減産など生産活動や輸出の伸びを抑える要因となりました。世界的な資源価格高騰や、コロナ禍で一時緩和されていた人手不足感が再び強まってきている点にも注意が必要な状況です。

他方で非製造業については、感染拡大が繰り返される都度生じた行動制限の影響を受け、飲食業・宿泊業などの対面型サービスを中心に需要の低迷が長引きました。秋以降は、諸外国に後れをとっていたワクチン接種が急速に進んだもとの、新規感染者が激減したこともあって、これらのサービス消費に持ち直しの兆しも窺えますが、依然として厳しい状況が続いています。これらの動きを全体としてみますと、わが国の景気は、緩やかながら持ち直してはいますが、他の先進国との対比では厳しい状況にあります。

このような経済的な影響に加えて、コロナ禍は社会のあり方や働き方など、さまざまな分野で新たな課題と変革の必要性を、私たちに提起しています。中小企業者がこの変革の時代を生き抜くためには、事業再構築やデジタル化による生産性の向上、経営革新や経営基盤の強化、働き方の抜本改革などにしっかりと取り組むことが必要となります。私ども商工中金は、このようなウイズコロナ、ポストコロナを見据えた変革に挑戦する中小企業の皆さまに伴走し、真にお客さま本位の姿勢で長期的な視点から企業価値向上に貢献できるように、重点的な支援を行ってまいります。

中小企業組合の組合員企業の経営課題が日々変化する中で、こういった組合員の課題を組合全体で共有し解決するために、組合の原点である「相互扶助の精神」のもと、組合事業にも再構築が求められる時代です。当金庫は、組合事業のノウハウ提供をはじめ、各都道府県中央会など組合支援機関と連携し、ハンズオンで組合運営を複層的にサポートしてまいります。

こうしたビジネスモデルを支える屋台骨として、引続きコンプライアンスの徹底やガバナンスの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮するため、ダイバーシティの推進等に取り組んでまいります。

結びに、本年が中小企業組合並びに組合員の皆さまにとりまして、明るい年となりますことを心よりご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## ポスト・コロナは主流なるか？

～若い世代に広がるライブコマースという流通の新形態～

中村 智彦 氏

神戸国際大学経済学部 教授

大阪の道修町は薬の街として知られるが、そこにある少彦名神社は古くから薬の神様、疫病退散の神様として信仰を集めてきた。その神社のお守りとして授与されるのが、張り子の虎である。今年、寅年。虎の持つ疫病退散の力を借りて、明るい一年になるようにと心から思います。

さて、コロナ禍も2年間に過ぎ、私たちの生活にもいろいろと変化が起き、それが定着しつつあります。また、ネガティブな面ばかりではなく、ポジティブな面での変化も起きつつあります。今回は、新年最初ということで、そうした変化の一つを取り上げます。

### コロナ禍で変化した買い物の仕方

3歳～6歳の子どもをもつ親たちの、なんと8割が昨年のクリスマスプレゼントをネット通販で購入すると答えています。(図1) 子供がサンタさんをお願いしたプレゼントを探して、足を棒にするなんていうことは、最近の若い親たちには無縁のことのようです。ちなみに、同じ調査で子どもへのプレゼントの予算を尋ねたところ、「5,000円～10,000円未満」が44.4%で最多となっています。次いで「3,000～5,000円未満」が28.9%と、約3割にのぼり、予算の平均は6,900円となっています。それなりの金額ですが、なぜネット通販で購入をする

のでしょうか。実際に小学生の子供を持つ会社員の男性に話を聞くと、「夫婦ともども在宅勤務になり、会社の帰りにこっそりプレゼントを買いに行くという時間が採れなくなったのが一番。それに、子供が欲しいとリクエストしているものが、近所のショッピングモールなどにあるのかどうか判らないですし、ネットならいろいろな商品を比較して購入できますから、便利です」と言います。

こうした傾向は、クリスマスプレゼントだけではなく止まりません。全国の17歳から69歳の男女1,058人に聞いたアンケート結果(図2)によると、インターネット通販(EC)を利用して贈り物をしたことがあるかという問いに対して、「贈ったことも受け取ったこともある」23.2%、「贈ったことはあり、受け取ったことはない」23.6%、「受け取ったことはあり、贈ったことはない」5.5%となっています。「贈ったことがある」人は、合わせて46.8%と、ほぼ半数に及んでおり、ネット通販で贈り物を選ぶという行為は、普通になっていることが判ります。50歳代の会社員の女性は、「コロナ禍になってから、ネット通販を利用することが増えた。以前のように百貨店から贈らねばという気持ちはないし、ネットで見つけた地方の美味しいものを知り合いに贈ったりというのが普通になりましたね」と話します。

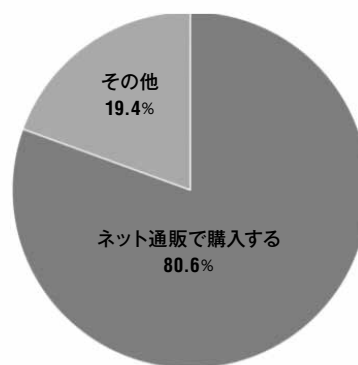
こうした傾向は、コロナ禍以前から徐々に広がってはいましたが、この2年間の外出の制限、商業施

図表 1

### Q. お子さまに贈るクリスマスプレゼントはどのように準備しますか？

(n=180)

【クリスマス・年末年始の過ごし方】  
調査方法：インターネットによる調査  
調査時期：2021年11月17日～2021年11月18日  
調査対象：3歳～6歳の子どもをもつ親 325名  
株式会社くふうカンパニー  
2021年11月26日



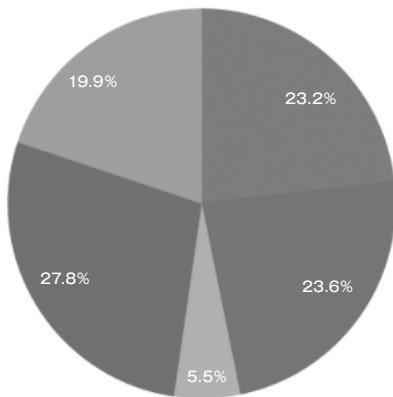


図表 2

## Q. ECを利用して贈り物をしたことがあるか

(ECの利用経験がある n=839)

- 贈ったことも受け取ったこともある
- 贈ったことはあり、受け取ったことはない
- 受け取ったことはあり、贈ったことはない
- 両方ない
- ギフト注文のことは知らない



Eコマース & アプリコマース月次定点調査 (2020年9月度)  
株式会社ジャストシステム  
2020年10月20日

設の営業時間の短縮などによって、これまでのような若い世代だけではなく、すべての世代に急速に広がっています。

## 服や靴なども通販で購入する人が増加

服や靴など、これまでは通販での購入をためらう人が多かった商品でも、コロナ禍の影響からネット通販での購入が増加してきています。例えば、今年8月に株式会社NEXERが発表した調査結果によれば女性の82.8%、男性でも62.1%が「洋服をネット通販で購入したことがある」と回答しています。(注1 ファストトレンド(『洋服のネット通販』に関するアンケート)、株式会社NEXER、2021年8月25日)

中部地方のあるショッピングモールに入る商店で、「ショールーミングお断り」という張り紙を見つけました。ブランド品を扱うそのお店では、いわゆる購入の意思のない冷やかかしではなく、購入の意思はあるのだが、そのお店では購入するつもりのない客が訪れるのだそうです。こちらもマイボイスコム株式会社が今年10月に発表した調査結果で、靴の購入場所に関して、「靴専門チェーン店」

が購入者の58.4%とトップですが、「ネット通販」が31.0%と増加傾向を見せています。

こうした傾向は、中小商店にとって望ましくない消費者の行動を引き起こしています。ネット通販で購入する意思を持っているのだが、やっぱり実物を見てみたい、試してみたいという思いで、その商店を訪れ、納得するとネットで注文する。これが「ショールーミング」と呼ばれる消費者の行動です。しかし、それではそのお店の売り上げにはなりませんし、それどころか、経費ばかりがかかってマイナスです。

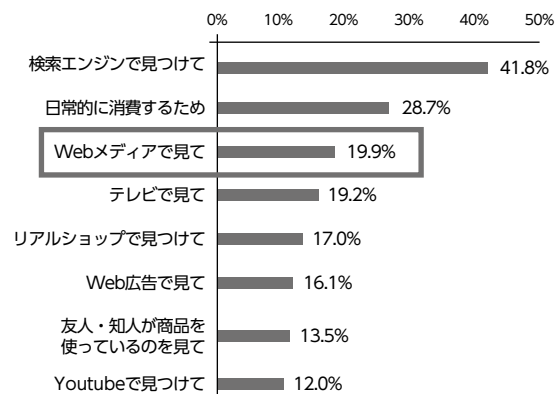
大手量販店では、実店舗でのショールーミングは仕方がないと考え、ネット通販を拡充させて、取りこぼしが無いような方策を採っています。しかし、中小商店ではそうした方法は難しいと言わざるを得ません。店頭「ショールーミングお断り」の貼り紙は、店主の苦渋の判断だと言えます。

## ネットショップで購入するきっかけとして「Webメディアで見て」が急増

では、ネット通販で購入するきっかけはなんなのでしょう。2020年12月にMIKATA株式会社が発表した「EC通販消費者動向調査2020」によると、「検索エンジンで見つけて」が第一位、「日常的に消費するため」が第二位で、次に「Webメディアで見て」が来ています。(図3)

図表 3

### ■ 「ネットショップ購入きっかけ」



[EC 通販消費者動向調査 2020]  
期間:2020年10月27日(火)~2020年10月29日(木)  
調査対象者:全国の10代~60代以上の男女4,800人、性別・年代(10歳刻み)による均等割付  
調査手法:インターネット調査  
MIKATA 株式会社  
2020年12月1日

多くの人たちにとって、スマホやパソコンでニュースやSNS、動画などを見ることは日常的な行動になっています。その中で、得られる情報を基に商品の購入することが増加しているのです。特に若い世代では、SNS上に公開されている様々な動画を見て、そこからどの商品を購入するかを決めるということが増加しています。

人気のユーチューバーや俳優などが勧めていたり、購入体験を話していたといった動画が、消費者の行動に大きな影響を与えているのです。これまでは店頭のように販売する人に何かを勧められたり、会話をしなくてはいけないといったことを「煩わしい」と考える若者が、そうしたことの必要のないネット通販を好むと考えられてきました。しかし、リアル市場にも、ネット市場にも商品が溢れ、どれを買ったらいいのか、あるいは不良品を購入しないようにしたいという考えが出てくると、逆に「誰かの意見」を聞きたいと思うようです。

これが一歩進んだものが、売り手と買い手が直接、会話をしたり、チャットを使ったりと、生でやりとりをしながら購入するというライブコマースなのです。

## 中国や東南アジアで急成長している ライブコマースとは

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所海外調査部が、今年6月に発表した報告書「中国EC市場と活用方法」によれば、2020年のネット通販（EC）小売額は前年比10.6%増の11兆7,601億元（約188兆1,616億円、1元＝約16円）に達し、小売総額に占めるネット通販（EC）の小売額のシェアも30%まで拡大しています。これは、中国政府によるECクーポンの発行やインフルエンサーや芸能人などによるライブコマース、農産物のEC販売等が大きく貢献しているとジェトロは分析しています。（注2 「中国EC市場と活用方法」、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所海外調査部、2021年6月。）

このような急激なネット通販の拡大の中で、最近、注目されているのがライブコマースと呼ばれる手法です。「ライブ」＝生配信による販売手法であり、ちょうどテレビの通販番組を生放送でやるのと似ています。しかし、テレビで通販番組を流そうとすれば、かなりの費用がかかり、中小商店や個人

事業者が実施するのは、予算的に相当ハードルが高いと言えるでしょう。ところが、ネットを活用した生配信での販売は、コストが低く、中小商店や個人事業者が参入しやすいという特徴を持ちます。

ネット配信で多くの視聴者を獲得し、情報発信力の高いインフルエンサーと呼ばれる人たちが、生配信をネットでいながら、商品を販売します。さらには、こうした人気のある人たちを大企業が起用して、生配信での通販番組をネット上で公開するといった手法も行われてきました。一方で、簡単に参入できることから、個人でもこのライブ配信による販売を行うケースが急増しているのです。

## 「転売屋」と批判されるが

インバウンド観光客が急増し、観光地はどこも外国人で満員という状況は、まるで夢だったかのように思えるほどの状況です。コロナ禍によって外国人観光客は、急減どころか消滅してしまいました。しかし、あのインバウンド観光客ブームは、大きな置き土産を置いて行ってくれました。それは、越境ECと呼ばれる海外から日本に直接、注文をし、商品が送られる販売形態です。これらが顕著なのは、健康食品や化粧品の分野であり、以前は自分や友人、知人が来日して購入していた物が、人の往来が制限されたことによって、これまでの方法では入手困難になったのです。

そのため、同じ健康食品や化粧品を続けて使いたいという人たちが、まず使ったのが越境ECサイトだったのです。実は、この越境ECは私たちも、気が付かないで使っていることも良くあります。アマゾンなどの通販サイトに携帯電話ケースなどを注文すると、商品が国際郵便で中国から直接届いたという経験をされた方も少なくないはずですが、物や量によっては関税がかかる場合もありますが、すでに越境ECは私たちの身近なものになっています。

ところが、マスコミなどの報道では、外国人がドラッグストアなどで大量に商品を買う「爆買い」のイメージのまま、あるいは「転売屋」というイメージのまま、おもしろおかしく報じられるために、なにか胡散臭いものだというイメージが拡散しているようです。

## もちろん問題も発生している

いわゆるライバーとか、ユーチューバーと言った人たちが、自分たちで街中や店などから生中継を行うことが増加しつつあります。中には、事件現場や芸能人の自宅などに押しかけ、迷惑行為として摘発される事例も起こっています。そうしたことは、また少し性格が異なるのがライブコマースです。

ライブコマースは、生放送をオンラインで行いながら販売する手法ですが、大きく分けると二つになります。まず、一つは従来の通販番組のように、SNSの人気ライバーやユーチューバーなど、あるいは企業が自らが商品を販売するというもの。もう一つは、ライバーやユーチューバーなどが店などに出かけて、その商品を「転売」というものです。

前者は、後で述べるとして、後者は徐々に問題が顕在化しています。「店内に突然、カメラやスマホを構えて、話しながら入ってきて、なにやら言いながら、大量に物を買っていく人たちが現れた」という話を、今年に入って、あちこちで耳にするようになりました。これらは、何月何日の何時から、どこそこの店に出かけて、人気商品を買うので、欲しい人は見て、その場で注文してくださいといった形式で行われます。まさにIT時代ならではの商法です。「店に行けば定額で買えるものを、なぜそんな転売屋に手数料や送料を払って買うのか」と不思議に思う人がいるかも知れませんが、コロナ禍で海外に行けない状況ももちろん、ある特定の店でしか購入できないものが欲しかった場合、自分が交通費や宿泊費を支払って買いに行く費用や時間を思えば、ライブコマースの転売を利用した方が合理的という判断もあながち間違っていないでしょう。

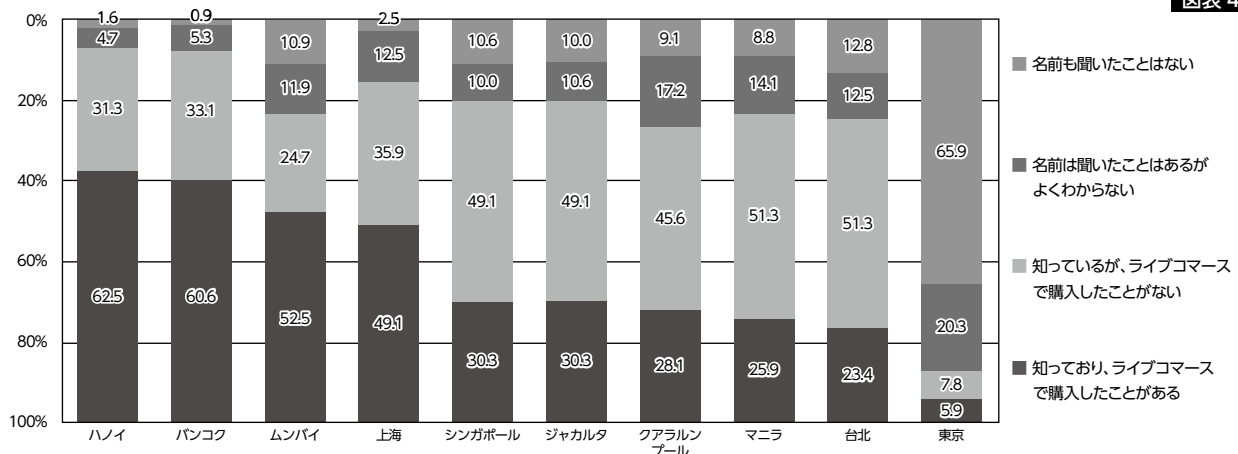
しかし、店舗側の許可なく、大声で生中継しながら、映像も撮影して入店してこられるのは、迷惑行為に他なりません。首都圏のある菓子店の経営者は、「値引き交渉をしてくるわけでもなく、大量に定価で購入してくれるのはありがたいと言えば、ありがたい。しかし、無断で突然、店から中継されるのは、他のお客様の迷惑になるし、大量に買ってくれると言っても、後に続くかどうか判らない。とりあえず店内での撮影禁止の貼り紙をして、店の中からの生中継は阻止してます」と苦笑いします。

## 日本以外では無視できない存在に

無断で店舗から生中継するのは、問題があります。しかし、生中継でその場で販売していくという手法は、企業や店舗なども次々と採用し、中国や東南アジア諸国では流通小売業界では無視できない存在になりつつあります。

例えば、トランスコスモス株式会社が今年3月に発表した「アジア10都市オンラインショッピング利用調査2021」(図4)によれば、ライブコマースで購入した経験があると答えた人は、ハノイ(62.5%)、バンコク(60.6%)、ムンバイ(52.5%)で半数を超えているのに対して、東京はわずか5.9%と大きな差がついています。また、この調査結果では、ライブコマースの利点として、「画像やテキストではわかりにくい説明を聞くことができる」(65.2%)、「買い物をするとき、不明点や疑問点をすぐに確認できる」(57.3%)、「商品の使い方について実演してくれる」(50.9%)などが挙げられているほか、上海やムンバイでは「好きな著名人や配信者を応援する楽しさ」も魅力の上位として挙げられています。

図表 4



出所: 「アジア10都市オンラインショッピング利用動向調査2021」、トランス・コスモス、2021年3月18日



少なくとも、このライブコマースに関しては、日本が少し特異な状況にある点を理解しておかねばならないようです。日本でも若い世代になるほど、ネット通販や動画視聴については積極的であり、今後、日本でもライブコマースが重要視されてくるのではと予想されます。

## 安物を買うのではない

ライブコマースの動向を考える時には、このように日本以外の動向にも注目し、判断する必要があります。未だに、「外国人は、金を持っていないので、安いものしか買わない」、「ネット通販というのは、とにかく一番安いものを買いたいという人が多いから、うちは参入しない」と言った意見を言う中小経営者がいらっしゃいますが、この10年で大きく状況が変化しています。

「私のバイト先は、高級ブランドしか扱わないので、そんなセールとか特売とかはしませんよ」と言うのは、中国人留学生です。彼女は、大阪にある中国本土向けにライブコマースを行っている企業でアルバイトをしています。「毎日2時間程度、ネットでライブコマースを行っています。扱っているのは、主に日本のブランドの洋服です」と言い、彼女たちが実際に販売する服を来て、消費者とやりとりをしながら販売しています。「服を着て、これかわいいでしょうと言ったりすると、ポケットはどうなっているの?とか、後ろ姿を見せてとかいうメッセージが次々入ってきます。それをやり取りしながら販売するのです」彼女たちは、時給の他に販売額の数%がボーナスとして上乘せされるそうです。「対象は、中国のお金持ちです。価格が高くて、まだ中国で販売されていないデザインのものとか、限定販売のものとかをどんどん購入してくれます」

## 日本は得意なはず

顧客と生でやり取りをしながら、商品を販売していく。ITの進展によって、音声や動画を双方向で通信できる時代だからこそ、こうしたライブコマースの時代が訪れていると言えます。しかし、よく考えてみると、こうした販売手法は新しいようで、古くから存在するものです。特に日本では、いわゆる啖呵売（たんかばい）と呼ばれる手法があります。七五調で調子よくセリフをよどみなく話し、見ている人たちを楽しませながら販売するというものは、ガマの油売りやバナナのたたき売りなど、さらには百貨店やスーパーなどでの実演販売など、考えてみれば、日本でも古くからあるのです。

新型コロナ禍によって、私たちの生活は大きく変わったと最初に書きましたが、人間の行動には変わらない部分も多くあります。ネット通販が進んだ中国や東南アジアで、生中継で売り手と買い手が直接話をしながら、売買が行われるライブコマースが急成長しているのは、そうした変わらない部分にうまく当てはまったからでしょう。

寅年の今年は、なんとかコロナ禍も落ち着き、世界的にも復興への動きが加速するものと期待されます。そんな中で、このライブコマースの潮流が日本にどのような影響を及ぼしてくるのか。「うちの店でライブコマースやる奴がいて、うるさくてたまらんよ。あんな転売屋が!」と嘆くよりも、高額にしても充分海外市場に売れる商品を自社、自店は持っているのだと自信を持つと同時に、自分たちでもライブコマースをやってやろうではないかと試みるくらいの意気を新しい一年は持ちたいものです。

## 中村 智彦(なかむら ともひこ)

【ホームページ】  
<http://monodukuri.jp/>

【常勤】  
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】  
関西大学商学部 非常勤講師  
愛知工科大学工学部 非常勤講師

【専門】  
中小企業論  
地域経済論



### 【略歴】

1964年 東京都生まれ  
1988年 上智大学文学部卒業  
2000年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了(学術博士・名古屋大学)

### 【活動】

総務省地域創造力アドバイザー  
山形県川西町総合計画アドバイザー  
京都府向日市ふるさと向日市創生計画委員会委員長  
Yahoo!ニュース個人オースー  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/nakamuratomohiko>





# 知的財産権あれこれ 2021

～こつこつじっくり～

横井 敏弘 氏

みさき国際特許事務所 代表・弁理士

2021年10月31日、金沢マラソンの本大会が2年ぶりに開催され、国内在住の9,843人が、金沢市の広坂通りから県西部緑地公園陸上競技場までの公認コースを駆け抜けました。大会組織委員会によると、9,457人が完走し(完走率96.1%)、ボランティア4,469人がサポートされたとのこと。



(11月2日付：中日新聞HPより)

鮮やかな黄色のロゴが印象的だった今回の金沢マラソンですが、大会公式ホームページによると、頭文字「KM」を、金沢の伝統工芸である金箔をイメージした鮮やかな黄色で力強く表現し、マラソンの距離をしめす単位KM(キロメートル)とも重なるとのこと。



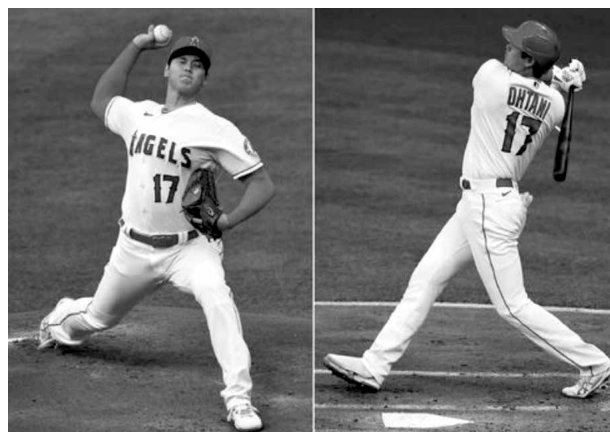
(商標登録第6334509号公報より。商標権者：金沢市)

この大会の前後から、石川県内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が0人と報道される日が増え、日本国内で感染者数の減少傾向が見えるようになりました。先の流行の第5波で猛威を振るったデルタ株の弱毒化や、ワクチン接種率が上がったこと等が功を奏したと言われております。

外出時のマスク着用や各施設の入り口でのアルコール消毒や検温が日常化し、各都道府県では「〇〇県民割」と銘打ち、県民の県内旅行費用の一部を補助し、また飲食店等への営業時間短縮の協力要請が終

了されるなど少しずつ活気を取り戻しつつも、新たな変異株が発見され、油断できない日々が続く中、『2021 ユーキャン新語・流行語大賞』(現代用語の基礎知識選)が12月1日に発表されました。

今年話題となった新語・流行語の“年間大賞”には、アメリカの大リーグ「ロサンゼルス・エンゼルス」に所属する、野球の大谷翔平選手に関連した「リアル二刀流/ショートタイム」が選ばれました。



(2021年4月5日付：日刊スポーツHPより)

11月4日に先に発表されていた、ノミネートされた新語・流行語30語(イカゲーム、うっせえわ、ウマ娘、SDGs、NFT、エペジーン、推し活、親ガチャ、カエル愛、ゴン攻め/ピタピタ、ジェンダー平等、自宅療養、13歳、真夏の大冒険、ショートタイム、人流、スギムライジング、Z世代、チキータ、チャタンヤラクーサンクー、ととのう、フェムテック、副反応、ピクトグラム、変異株、ほったくり男爵、マリトッツォ、黙食/マスク会食、ヤングケアラー、リアル二刀流、路上飲み)。初めて目にする言葉がいくつもあるのですが、「真夏の大冒険」と聞くと、今でも青空とオリンピック選手の満面の笑顔を思い出します。幅広い年齢層がそれぞれに今年一年を回顧できるような言葉がうまく網羅されていると思います。

この30語の一つである「SDGs」に関する商標の事例をお伝えする前に、ご存知かもしれませんが言葉の説明を少々させていただきます。

1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標と、2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」を統合した、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)が2001年に国連で専門家間の議論を経て策定されました。2015年を期限とし

た「貧困・飢餓」「初等教育」「女性」「乳幼児」「妊産婦」「疾病」「環境」「連帯」の発展途上国向けの8つの開発目標を設定し、極度の貧困半減やHIV・マラリア対策等一定の成果を達成したものの、乳幼児や妊産婦の死亡率削減は未達成でした(令和3年8月付・外務省国際協力局「SDGs達成に向けて日本が果たす役割」より)。

2015年9月25日~27日、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加の下、その成果文書として「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が採択され、MDGsの後継である、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が掲げられました。国連に加盟する全ての国は、全会一致で採択したこのアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くします(国連広報センターHPより)。

国連の活動や関心事項を人々に伝えるための国連広報局(DPI)の直轄の機関として日本で活動している、国連広報センターのHP(<https://www.unic.or.jp>)内の「主な活動」をクリックして辿っていくと、今ではすっかり見慣れたSDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよび、ガイドラインが掲載されております。



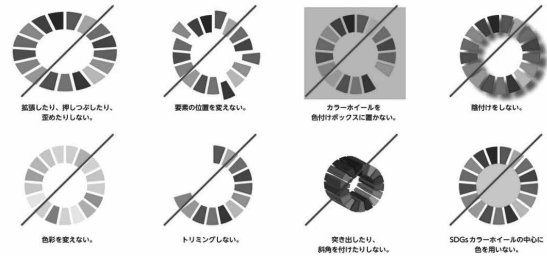
(国連広報センターHPより)

「持続可能な開発目標」という文言、視覚的識別要素としてのカラーホイール、そして各目標に対応する個別アイコンを伴う17の持続可能な開発目標のそれぞれの名称の表記についての具体例が載っています。使用に関する許諾申請や問い合わせは国連本部(ニューヨーク)が一括して対応しており、「ロゴ使用のためのガイドライン」と「よくある質問」の両方を読んだ上で、不明な点や“商業用途”および“資金調達目的”での使用申請に関しては、ガイドラインに記載してある国連本部の担当窓口に、英語で直接問い合わせ下さいとのこと。主として例示的かつ非商業的な“情報目的”での

使用については申請の必要はないとのことですが、例えばイベント関連の資料(招待状・チラシ・バナー・ポスターなど)での使用は、参加料が発生する場合は許可が必要になります(国連広報センターHP内:「よくある質問」より)。

## SDGs カラーホイール 禁止事項

使用ロゴ:禁止事項



これらの取り違い事例は禁止。

(国連広報センターHPより:ガイドライン内の禁止事項の一例)

2015年より提唱されていたこのSDGsですが、新聞・テレビ等のメディアや企業・国や地方公共団体等の継続した活動のおかげで、一人ひとりのほんの少し心掛けが持続可能な地球に繋がるという意識を持つ人が増え、その結果の今年の新語・流行語ノミネートのように思います。

ここで、2つの商標登録出願についてご紹介いたします。一つは、2020年3月24日に商標登録出願された、熊本市が出願人の商標です。この商願2020-31723(指定商品:第16類(プラスチック製ごみ収集用袋,文房具類,印刷物等)、指定役務:第41類(セミナーの企画・運営又は開催,写真の撮影等)には、2021年2月3日に拒絶理由通知が、そして7月1日に拒絶査定が、特許庁より発送されました。

J-PlatPatに公開されている拒絶理由通知によると、審査の結果、商標法第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)に下記のとおり該当するため、商標登録を受けることができないとのこと。



(特許情報プラットフォーム J-PlatPat: 商願2020-31723公開公報より)

「別掲(省略いたします)のインターネット情報等によれば、2015年9月に国連サミットで採択された、16年から30年までの持続可能な世界の実現に関する国際社会の共通目標(Sustainable Development Goals)の略称と同一又は類似と認識され、そして別掲(省略いたします)の新聞記事情報によれば、我が国では、官民がSDGsの達成に向けて意欲的に事業(施



策)に取り組んでいる実情が見受けられ、国内でのSDGsへの関心が高まっているといえ、本願商標の構成中「SDGs」の文字は、国連で採択された目標の略称として広く知られているものといえますから、本願商標は、公益に関する事業(施策)であって営利を目的としないものを表示する著名な標章「SDGs」と類似する商標と判断するのが相当であり、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当します。」(12月1日現在、J-PlatPatで閲覧できる情報は拒絶査定までで、出願人が10月1日までに拒絶査定不服審判を請求されたかどうか把握できませんことをご了承願います。)

熊本市のホームページには、熊本市の美しい景観の写真と共に、SDGsへの市の取組みが記載されています。商標登録出願されたこのロゴマークは、「熊本城の石垣のように、SDGsの17のゴールを一つひとつ積み上げることで、持続可能な社会を実現したいとの思いが込められており、市民・企業・行政が一体となって取り組む象徴」と紹介されています。美しい熊本市の更なる活動に注目しております。

二つめは、2017年1月20日に商標登録出願された、一般社団法人Japan Innovation Networkが出願人の商標です。この商願2017-4738(指定商品:第16類(印刷物,プラスチック製包装用袋,文房具等)、指定役務:第35類(世界的な持続可能事業の課題解決に関する指導及び助言,事業に関する助言等)、第41類(セミナーの企画・運営又は開催,書籍の制作等)には、2017年8月9日に拒絶理由通知が発送されましたが、意見書を提出後の2018年1月9日に登録査定が下り、登録料を納付し商標登録されました(商標登録第6012646号)。

## SDGs Holistic Innovation Platform

(2021年4月5日付:日刊スポーツHPより)

この「SDGs Holistic Innovation Platform」(略称SHIP)は、商標権者である一般社団法人Japan Innovation Networkと、国連開発計画(UNDP)とが共同運営しているオープンイノベーション・プラットフォーム(2021年4月9日付@DIME「ビジネスシーンでよく使われるキーワード「プラットフォーム」とはどんな意味?」によると、プラットフォームとはサービスを提供・運営するために必要な、共通の土台となる環境とのこと)の名称で、SHIPデジタルプラットフォームを介して集めた世界中の課題の生情報をもとに、SDGsを達成するイノベーション機会を探索し、日本企業を対象とした会員制度やプログラムを提供しているとのこと。

特許庁から発送された拒絶理由通知がJ-PlatPatに公開されておらず、多くの商標登録出願同様、「SDGs」が商標法第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)であることを理由とした拒絶理由通知が送達されたと考えられますが、おそらく出願人は、国連開発計画(UNDP)と共同運営していることと、自身がその公益事業に係る法人(非営利法人)であることを意見書に述べて、商標法第4条第2項の適用を受けることができた、つまり商標法第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)の適用の除外を受けることができたと考えられます。

J-PlatPatで「SDGs」を商標検索していただくと、あの文字綴りで商標登録されているのに、どうしてこの文字綴りでは登録査定が下りないのだろうと思われるかもしれませんが。過去の審決例に拘束されることなく査定時において個別に審査官が判断されるものなので、他の審決例の存在によって、商標法第4条第1項第6号該当性の判断が左右されるものではないことをご理解願います。

こつこつじっくり続けることで、マラソンもSDGsもゴールを切りたいですね。

### 弁理士プロフィール

#### 横井 敏弘(よこい としひろ)

みさき国際特許事務所 代表・弁理士

1973年生まれ 石川県出身

【学 歴】 石川県立七尾高等学校理数科卒  
東京大学教養学部基礎科学科卒(化学専攻)  
東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退

【学 歴】 龍華国際特許事務所  
(分野:無線通信機器、撮影機器、画像処理、ビジネスモデル)  
特許業務法人アイ・ビー・エス  
(分野:複写機器、コンピュータ、画像処理、符号技術、粘着剤、土工法、織物、ビジネスモデル)

【講 演】 「ビジネスモデル特許の現状と課題」(発明協会石川県支部主催)

【業務分野】 ・特許、実用新案、意匠および商標の国内出願手続  
・海外出願手続  
・知財コンサルタント

# 電子帳簿保存法が改正されました

(国税庁ホームページより抜粋)

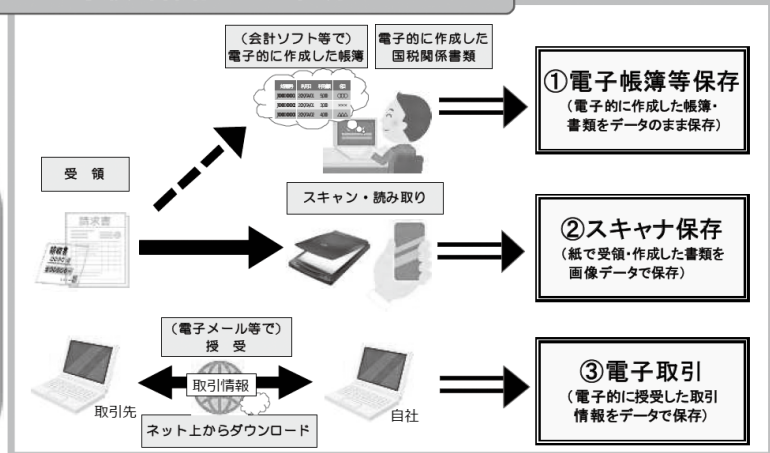
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。  
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



## (1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	○ 承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する（※2）。 <small>（※1）所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 （※2）ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に追加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（現行の口及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）。

## ○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存法又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

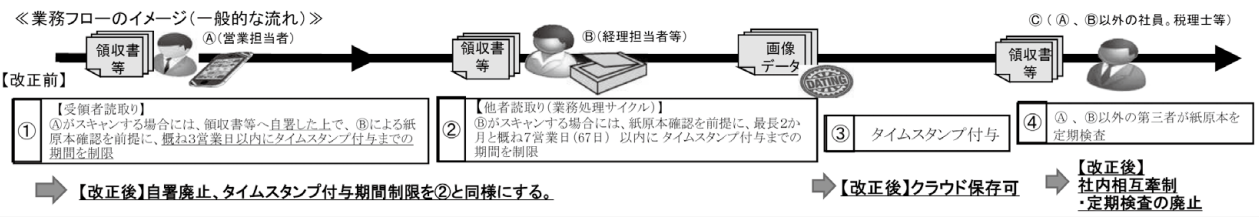
【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要



② スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

改正前	改正後
① ○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <b>税務署長の承認が必要</b> 。	○ <b>承認制度を廃止</b> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 <small>(※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有怒あり)取扱とする。</small>
② ○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <b>受領者が自署</b> ・経理担当者がスキャンする場合は <b>最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与</b> (営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが <b>同一であることを社内や税理士等がチェック</b> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <b>自署は廃止</b> ・タイムスタンプ付与までの期間は <b>最長約2ヶ月以内に統一</b> (電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに <b>最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化</b> ・紙の原本とスキャナ画像との <b>同一性チェック</b> (社内相互牽制・定期検査)は <b>不要化</b>
③ ○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <b>重加算税を10%加重</b> (電子取引についても同様)。



③ 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件  
① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定  
② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

【改正後】①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する  
・保存義務者が、税務職員の問題検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。  
(注)上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有怒あり)こととする。

詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

参考：令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

URL: <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>

改正電子帳簿保存法に関する講習会を開催

本会は、令和3年12月16日、地場産業振興センターにて標記講習会を開催しました。当日は3会場に分かれ、税理士法人マネジメント 代表社員 税理士 山根 敏秀氏、税理士法人ビータス 税理士 西出 和樹氏、税理士法人宮田会計 税理士 岩網 重則氏を講師に招き、電子帳簿保存法改正のポイントや事業所が対応すべき点について説明いただきました。この電子帳簿保存法の改正は、大小問わず全ての企業が対象となり、組合も例外ではないことから参加者の皆さまは熱心に聞かれていました。



山根氏による講演



西出氏による講演



岩網氏による講演

## 官公需適格組合制度 ～官公需とは？～

### 1. 官公需とは

官公庁等が、物品の購入やサービスの提供を受けたり、工事の発注などをしたりすることを官公需といいます。

### 2. 官公需施策

国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、『官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律』に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする『中小企業者に関する国等の契約の方針』を毎年度閣議決定し、公表しています。

### 3. 官公需適格組合制度

事業協同組合や協業組合等の組合が官公需の受注に対し意欲的で、かつ受注した契約は、品質管理に万全を期し十分責任を持って実施できる経営基盤（組織体制、財政状況等）があることを中小企業庁（石川県では中部経済産業局が所管）が証明する制度です。

- ・官公需適格組合制度は、官公需法第3条「・・・組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」の規定を受け、昭和42年に創設。
- ・官公需適格組合は、入札参加の際に特例\*の対象。

#### \*特例

競争契約参加資格審査において、総合点の算定方法に関して、  
年間平均完成工事高の合算 / 自己資本額の合算 / 従業員数の合算 / 技術職員数の合算  
などの特例措置の対象（国の物品の製造・販売等の調達において採用、地方公共団体では約1/4が採用）

#### 官公需適格組合の種類と数（令和3年3月末現在）

物品	役務	工事	合計
183 組合	504 組合	210 組合	897 組合

#### 官公需適格組合の要件

- (ア) 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
- (イ) 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- (ウ) 共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること。
- (エ) 役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと。等

#### 官公需適格組合制度の周知

・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページで公表。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

\*国等の発注機関別の官公需適格組合の受注実績も公表。

### 4. 官公需法に基づく「令和3年度国等の契約の基本方針」について

○令和3年度の基本方針のポイント

#### ◆国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標（令和3年度）

・中小企業・小規模事業者向け（比率・金額）比率 61% 金額 4兆 8,240 億円

（参考：令和2年度＜目標＞60%、4兆 7,449 億円＜実績＞55.5%、5兆 2,244 億円）

・新規中小企業者（※1）向け（比率）比率 3% ※1 創業10年未満の中小企業・小規模事業者

#### ◆基本方針における新たな措置

最低賃金額の引上げに伴う対応、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する配慮、中小石油販売業者に対する配慮について追記。

○令和3年度に新たに講ずる主な措置の概要

<p>最低賃金額の引上げに伴う対応</p> <p>国の方針（骨太の方針（※2））において、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るための措置を適切に講ずることが明記されたことから、これまでの記載に加えて、受注者に対し契約金額に関して必要な確認を行い、賃金引上げに伴う価格転嫁を円滑に行えるよう、柔軟に契約額の変更に応じることを追記。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する配慮</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、これまでの記載に加えて、①オンラインによる意見聴取や資料のやり取りをメール等を活用して行うなどの入札参加機会の確保、②感染拡大防止のための追加業務等が発生した場合の経費の適切な計上について追記。</p>	<p>中小石油販売業者に対する配慮</p> <p>災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことが重要であるが、未だ災害時と平時が分断されている状況にあるため、具体的な石油販売事業者の選定方法の例示を追記。</p>
---	--	--

=参考=

中小企業庁

「官公需適格組合制度について」

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

5. 石川県内の官公需適格組合

	組合名	区分	主な受注品目
1	小松管工事協同組合	工事	量水器定期取替、保安修繕業務、開閉栓業務
2	石川県石油販売協同組合	物品	ガソリン、灯油、軽油、A重油等
3	石川県ビルメンテナンス協同組合	役務	建築物の内外清掃、設備管理、環境衛生管理、警備及び廃棄物運搬処理
4	加賀管工事協同組合	役務	検定満期に伴う量水器取替
5	能美市管工事協同組合	役務	量水器開閉栓業務、量水器取替業務、量水器検針業務
6	白山市管工事協同組合	役務	水道メーター特殊検針業務、漏水修繕業務、水道メーター取替業務

【令和3年度官公需確保対策地方推進協議会に出席しました。】

11月30日（火）、官公需に関する施策の推進を図るため、中小企業庁主催による標記協議会（中部経済産業局管内）がオンラインにて開催され、当会も出席しました。

各省庁からはそれぞれ、「令和3年度国等の契約の基本方針」について（中小企業庁）、公共工事の施行時期等の平準化に向けた取組（国土交通省）、働き方改革関連法等について（厚生労働省）、地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（総務省）の説明がなされ、その後、各都道府県及び各中央会から地域における官公需施策の取組み等についての発表がありました。当会からは、発注機関に向けてのPRと新規で取得を検討される際の参考として、石川県内の官公需適格組合の紹介をさせていただきました。

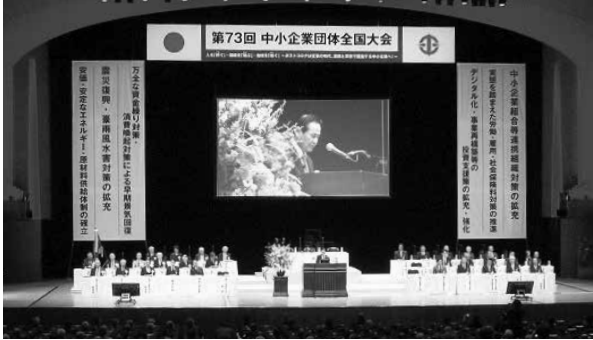
各地域における中小企業等の官公需受注への取組みや受注実績を聞ける貴重な機会となりました。



## 第73回 中小企業団体全国大会(神奈川県)へ参加

全国中央会と神奈川県中央会の主催による、第73回中小企業団体全国大会が、11月25日(木)、“人を「絆ぐ」・組織を「結ぶ」・地域を「紡ぐ」～ポストコロナは変革の時代、連携と確信で躍進する中小企業へ!”をキャッチフレーズに横浜市のパシフィコ横浜国立大ホールにおいて開催され、全国から中小企業団体の代表者等約1,700名が参集しました。

本大会では、萩生田経済産業大臣をはじめ国や地元行政、関係機関の代表などの来賓から祝辞(一部ビデオメッセージ)を賜りました。



大会の様子



全国中央会会長開会挨拶

議事では、坂倉 徹議長(神奈川県中央会副会長)、平 栄三副議長(千葉県中央会会長)、石丸 忠重副議長(長崎県中央会会長)の下、全国の中小企業・小規模事業者が、直面している難局から脱却し、その先の持続的な成長と豊かな地域経済社会の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」等を具体化し、中小企業対策の拡充に関して決議し採択されました。(20ページ 決議概要を参照)

なお、大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰として、優良組合35組合、組合功労者76名、中央会優秀専従者20名が表彰され、本県からは下記の方々が受賞されました。心からお祝いを申し上げます。

### 石川県からの受賞者

- 組合功労者
 

和倉温泉旅館協同組合	理事長	谷崎 裕氏
片町商店街振興組合	理事長	諸江 洋氏
- 中央会優秀専従者
 

石川県中小企業団体中央会	商業支援課係長	橋爪 雄一
--------------	---------	-------

なお、次回の第74回中小企業団体全国大会は、令和4年11月10日(木)に、(長崎県長崎市)において開催することを決定し、大会旗が森 洋 全国中央会会長から石丸 忠重 長崎県中央会会長へ継承され、石丸会長が次期開催地会長挨拶を行い、大会は終了しました。



総代に対する表彰授与の様子



次期開催地へ大会旗継承



## 第73回中小企業団体全国大会決議【概要】 全国中小企業団体中央会

### 背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症や度重なる自然災害への対応により、中小企業・小規模事業者の経営は、事業継続や雇用維持などにおいて危機的状況にある。
- 中小企業・小規模事業者が難局を乗り越え、地域経済を支え続けるためには、事業者やそれらが協同して経営資源を補完・補強し合う組合等に対する国等からの支援策が不可欠である。
- 国等は、感染症の早期収束と困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業継続が行うことができる環境の整備、ポストコロナ時代の新分野展開に資する事業再構築の支援、持続的な成長、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国の約3万の組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現に強く取り組まねたい。

### I . 中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援等の拡充

1. 新型コロナウイルス感染症・多発する災害からの経済再生支援策の拡充
2. 中小企業・小規模事業者・組合の成長促進投資への支援強化
3. 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた事業承継・事業継続に関する対策の強化
4. 中小企業団体中央会の指導體制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度の再整備
5. 地方創生推進に向けた対策の拡充

### II . 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

### III . 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

## 経済講演会を開催

12月8日(水)、ホテル日航金沢において約160名の参加者のもと経済講演会を開催しました。

石川県知事 谷本 正憲氏より『新型コロナウイルス感染症対策「個性」「交流」「安心」のふるさとづくり』と題し、ご講演を頂きました。新型コロナウイルス感染再拡大に備え医療提供体制をさらに強化することやGoTo イートプレミアム・県民旅行割による需要喚起策について説明された後、文化施設の復元整備・リニューアル・移転、陸海空の交流基盤整備などこれまでの県政運営についてお話を頂きました。今後も、加賀百万石の流れをくむ質の高い文化や集積独自の技術と製品を持つ多くの企業など石川県の有する財産を掘り起し、磨き上げ、国の内外に発信することが重要だと語られました。



谷本知事による講演



講演会の様子

## 石川県・金沢市に対し令和4年度予算要望を実施

### 中小企業組合及び中小企業の振興発展に係る予算要望事項

1. ウイズコロナ時代における中小企業支援の継続と拡充
2. 新たな組織化の推進と既存組合の活性化支援の強化
3. 組合等連携組織を通じた中小企業の経営力強化への支援
4. 中小企業強靱化のための実行計画策定の支援
5. 中小企業のデジタル化への支援
6. ものづくり中小企業における持続的発展の推進
7. 「カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現」に向けた取組みへの支援
8. 次代を担う後継者・リーダーの育成

本会は、12月15日(水)に石川県、12月16日(木)に金沢市に対して予算要望を行いました。山出会長をはじめ副会長の方々が参加し、長引くコロナ禍とそれに関連した原油価格の高騰と原材料・資材の供給不足などにより、経済景気の先行きが不透明な状況において、前向きな取り組みを行い、更なる飛躍を遂げるため、令和4年度予算において中小企業関係予算の更なる拡充を求め、上記8項目について要望を行いました。



谷本知事への要望



山野金沢市長への要望

## 情報連絡員向け研修会及び意見交換会を開催 「アフターコロナを見据えた中小企業経営と組合運営」

11/24(水)、石川県地場産業振興センターにて、当会における業界の景気動向を把握する上での重要な役割を担っていただいている、『情報連絡員』の方々にお集まりいただき、研修会及び意見交換会を開催しました。

研修会では、明治大学 政治経済学部 専任教授 森下 正氏を講師にお迎えし、コロナ状況下で事業を継続し、アフターコロナを生き残るためには、どのような発想を持ち、事業展開をしていくのか、また、組合組織として連携する価値や強化すべきことについてお話いただきました。コロナ禍で変わりつつある現状を知り、生き残るために必要な組合等連携組織の生かし方や新技術・新発想の投入方法、企業・組合・地域ブランドの創造等理解を深めました。

その後引き続き、意見交換会を行い、業界ごとの現状や今後の見通し、取組みなどについて参加者より発言がなされました。

※情報連絡員：県内 58 組合（製造業 8 業種 31 組合・非製造業 6 業種 27 組合）の役員や事務局の方々に委嘱し、毎月「売上高」、「収益状況」、「業界の景況」などの 9 項目について 3 段階評価するとともに特記事項に関して調査し、当会にてその情報を取りまとめ、DI 値による分析を実施しております。



森下氏による講演



意見交換会の様子

## 石川県中小企業団体事務局協議会 役職員等研修会を開催

石川県中小企業団体事務局協議会の役職員等研修会を11月30日に地場産業振興センターにおいて開催され、会員など14名が参加しました。

研修会は『職場で感染を拡大させないために』をテーマに、一般財団法人石川県予防医学協会 理事・予防医学クリニック院長 古河 浩之氏から、新型コロナウイルス感染症の現状や感染対策、感染者判明時の対応などについてお話いただきました。参加者からは「新たな変異ウイルスの発生やブレイクスルー感染が拡大している中、あらためて感染対策の重要性を学んだ」との声が聞かれました。





## 石川県中小企業青年中央会 『「まち」の回遊とアートに触れる』を実施

石川県中小企業青年中央会では、11月26日（金）に、『「まち」の回遊とアートに触れる』をテーマに、金沢市内のアート施設の視察並びに「まち」の活性化を図るための取り組みを積極的に行っている経営者のお話を伺いました。

はじめに、堅町商店街の中にある「KANAME INN TATEMACHI」を訪問。「旅を豊かにするために、しっかりと疲れが取れる空間」をコンセプトに2017年4月にオープン。タテマチストリートに在ることを忘れてしまうようなリゾート風の外観であり、デザインも他のホテルとは異なる独特の個性を打ち出すなど、注目を集めています。

最近では、コロナウイルスの影響で帰国が出来なくなった外国人観光客の方に対し、ホテルを無料で開放するなど話題にもなりました。オーナーの細川博史氏もファッションストリートであった「堅町商店街」を『アート & クラフト』と新しいテーマを定め、リブランディングを行おうと決意した。様々な取り組みを行い、もう一度、堅町商店街に魅力を感じてもらい「まち」に足を運んでもらいたい、「まち」を見てもらいたい、「まち」を歩いてもらいたい、という思いで毎日頑張っている。「まち」と「人」を繋ぐ、という事を念頭に経営を行ってれば「まち」には人は訪れるであろうと語っておられました。

その後、アートの「まち」金沢に昨年誕生し、複数のアート施設で構成された「KAMU kanazawa」の4ヶ所（「KAMU Center」、「KAMU tatami」、「KAMU BlackBlack」、「KAMU L」）に点在している施設を巡りながら「まち」を回遊しました。



KANAME INN TATEMACHI 正面



KANAME INN TATEMACHI での写真

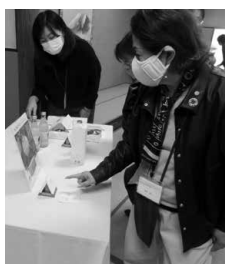
## 石川県中小企業団体中央会女性部 組合女性部活動訪問事業 (金沢地区～金沢湯涌温泉～)を開催しました

今年で第10回目となる中央会女性部の組合女性部活動訪問事業を12月9日（木）金沢地区にて18名の参加者のもと実施しました。今年度は、金沢湯涌温泉観光事業協同組合かたくり会の活動事例について発表いただきました。金沢湯涌の特産である柚子を使ったサイダーや石けんなどの商品開発やイベントへなどについての説明があり、「自分たちのねむっている素材をどうPRできるかを考えることが大事。女性のアイデアをとりいれ小さなことでも自分たちでできることをしていきたい」と述べられていました。組合における女性部の役割などを再認識でき、今後の活動の参考となる内容でした。また、発表会の後は日頃の女性部の活動状況について意見交換を行いました。

本事業では女性部が未設置の組合の方にもご参加をいただけるものとなっており、組合女性部の活動を知っていただく機会とさせていただきます。参加者の方からは「組合女性部の活発な活動を知ることができ、パワーをいただいた」などの声が聞かれました。



金沢湯涌温泉かたくり会による事例発表



参加者のみなさん

# 輪島塗で 食事会 魅力味わう

令和3年11月11日(木)  
北國朝刊 18面掲載

## 輪島漆器商工業協同組合

輪島市の輪島漆器商工業協同組合は10日、同市新橋通の飲食店「万正食堂」で輪島塗を使った食事会を開いた。「参加者はつややかな光沢や滑らかな手触り

を感じながら食事を楽しみ、改めて輪島塗の魅力をかみしめた。

全国組織の日本漆器協同組合連合会(東京都)が今年8月、11月10日を「漆塗のお椀でご飯をいただく記念日」に制定したことを受け開催。組合理事ら9人が参加し、輪島塗のわんや食器に盛られたご飯、みそ汁、アジやサバの刺身やサワラのフライなどを味わった。組合では記念日を生かし、市内の飲食店でも輪島塗を使って食事を提供する店があることなどもアピールしたい考え。

# 提灯178個 温泉街照らす

令和3年11月21日(日)  
北國朝刊 24面掲載

## 山中温泉旅館協同組合

加賀市の山中温泉旅館協同組合と同温泉観光協会は19日夜、同市の山中座前広場で、178個の提灯をやぐらにつるした「あかりの道」を設置した。来年1月7日まで、午後5〜10時に点灯し、宿泊客に夜の名所として楽しんでもらう。

コロナ禍が落ち着いた時期に観光客の入り込み回復を図るため企画した。12月10日からは提灯の数を208個に増やす、夏場に続き、旅館宿泊客に提灯を貸し出し、飲食店五持参すればドリンクやアイスクリームなどをサービスする取り組みも開始した。

山中座内では、市内飲食店の一品料理や地酒の屋代「バルdeナイト」を設置。旅館宿泊時にもらえるチケットの提示で1品を無料で提供した。屋台は12月24、25日、来年1月14、15日も設置する。

# クラフト市ライブを楽しむ

## 横安江町商店街振興組合

横安江町商店街振興組合などのクラフト市「よこっちょポッケまーと+アイラブライブ」は21日、安江町の金澤表参道で開かれた。手作り雑貨や骨董品、菓子などを取り扱う約90店が出店し、

大勢の家族連れが品定めを楽しんだ。

全長330メートルの通りに国内外のアクセサリ、衣服のほか、大徳金時や伝燈寺里芋など地元農産物も並んだ。東別院前では、ジャズやロックの音楽ライブが開かれた。

令和3年11月22日(月)  
北國朝刊 28面掲載

## 組合運営 Q&A

### 公平奉仕の原則の適用について

Q

一部の組合員のみ利用される組合事業を実施することは、公平奉仕の原則に反しますか？

A

組合が全ての組合員を対象とした共同事業を適切に実施している場合、一部の組合員を対象とした他の共同事業を行っていたとしても、その他の組合員を対象にした共同事業が別途行われる計画、仕組みとなっていれば、公平奉仕の原則に反しません。

公平奉仕の原則は、個々の組合事業それぞれにおいて全ての組合員に対して利用されることまでを求める趣旨ではありません。以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則(中協法第5条第2項、中団法第7条第2項)には反しません。

- (1) 組合事業が現実の一部の組合員についてのみ利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合
- (2) 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合
- (3) 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

## 組合運営 Q&A

### 総会招集請求の要件について

Q

総組合員の5分の1以上の者が、各人毎に同一書式による総会招集請求書を代表理事宛提出してきました。これには、①組合の今後の運営方針を組合員外の特定の者に委任する件、②役員改選の件が記載されていますが、この場合、

1. 会議の目的たる事項は示されていますが、中協法第47条第2項に規定される招集理由書、同第42条第3項に規定される改選の理由書がないので請求を退けて差し支えないですか？
2. 組合の業務執行のすべてを員外者に委任することは、中協法第38条の2に規定される理事の責任の主旨により好ましくないとと思われるがどうでしょうか？

A

A 1 当該請求は、貴見のとおり招集の理由あるいは改選の理由が不十分であり、退けて差し支えないと考えます。

本件のように、総会招集の請求は、組合員が他の組合員の同意を得て行うこととなっており、同一書式により各人ごとの同意を得ることは差し支えないですが、各人ごとに直接組合に請求することは適当ではありません。

また、組合の今後の運営方針またはこれに基づいて立てる事業計画は総会で議決すべき事項(中協法第51条)であり、組合の業務の執行は理事会が決する(中協法第36条の5第3項)ものであることから、このような事項を員外者に委任することは中協法違反となり、当然総会招集請求却下の理由となります。

A 2 員外者が代表理事に就任し、理事会の決議に基づく業務の執行を行う場合は問題ありません(中協法第35条第4項及び同法第36条の8)。

### 賛助会員制度について

Q

賛助会員制度の導入を検討している組合がありますが、次の点について教えてください。

1. 賛助会員の資格に制限はありますか？
2. 賛助会員の組合事業利用は、員内利用扱いとなりますか？

A

A 1 制限はありませんが、目的をよく見極める必要があります。事業協同組合定款参考例により賛助会員制に関する規定が定款例に次のように位置づけられています。

#### ■第7章 賛助会員

(賛助会員)

第55条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。但し、賛助会員は本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

この賛助会員制度が定款例に位置づけられた趣旨は、組合が賛助会員制を活用して外部関係者を組織化することにより、その協力理解を得るなど、最近特に重要性が高まっている組合と組合外部との交流・連携を促進しようというものであり、もっぱら資金集めのためにこの制度を活用することはできません。

賛助会員の資格は、定款参考例には、「本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者」となっており、このほか特に資格についての制限はありませんので、組合の実情に応じて定めることができますが、外部関係者を組織化することにより、その協力・理解関係の一層の増進に資するという賛助会員制度の主旨に留意し、その範囲を逸脱しないようにすることが肝要です。

A 2 賛助会員は法に定める組合員には該当しないことから、定款に定める組合事業を利用する場合は、員外利用に該当することになります。

定款参考例にしたがい、賛助会員制を導入する場合は規約を設け、制度の内容を明確にしておくことが必要です。



# Pick up!

## 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工  
事業報告書より=

特徴ある  
活動

### 第一精密工業協同組合

連携事業継続力強化計画の策定及び市との災害協定締結

住 所	〒392-0015 長野県諏訪市大字中洲4771番地		
U R L	<a href="http://www.alps.or.jp/daiichi/index.html">http://www.alps.or.jp/daiichi/index.html</a>		
設 立	昭和33年11月	出 資 金	86,390 千円
主な業種	製造業等	組 合 員	21 人

#### ■背景・目的

令和元年10月、台風19号の日本列島上陸による記録的な大雨により、長野県長野市では千曲川の堤防が決壊、5千世帯以上が浸水する等、甚大な被害を受けた。事務局長は報道等を通じ災害の凄惨な被害を目の当たりにしたことで、「諏訪地域も他人事ではない」と感じ、災害対策の具体的な方法について日々模索していた。

#### ■取組みの手法と内容

中央会の事業継続力強化計画に関する情報提供をきっかけとし、事務局長主導で組合内全体会議にて同制度の概要・認定取得のメリット等をプレゼン。組合員より承諾を得て、計画策定作業に入った。

計画策定にあたっては、全組合員を計画の構成員とする「連携」型を採用した。計画の内容には組合内だけでなく、外部との連携も盛り込まれており、中央会、諏訪市、商工会議所、各金融機関等に出向き、主に金融面の協力を依頼した。実際に地震・台風・風水害・液状化現象等の被害が発生した場合、各組合員企業において資金需要の発生が見込まれるためである。

また、令和2年6月には新型コロナウイルスの蔓延の状況を鑑みて、組合員企業内における感染症クラスター発生の可能性と対策等を盛り込んだ計画内容への変更申請を行った。認定後は、組合員、協力機関全てに計画変更の書類の写しを配布し、情報共有と連携を図った。

さらに、令和2年10月7日には、計画の中で諏訪市との相互協力体制を構築していたことがきっかけとなり、諏訪市と災害時における協力協定を締結した。この協定により、当組合は災害時に市と連携し、近隣住民の避難場所として組合員の建物屋内や駐車場等を提供することとなった。市との連携強化という点において、大変重要な協定締結となった。

#### ■成果とその要因

組合内外を巻き込んだ計画の策定を行ったことで、組合内のみならず計画に参画する外部組織の災害対策の意識醸成につながった。

同計画の策定がきっかけとなり、市との災害協力協定の締結にまで至り、協定調印式の様子が報道機関等に取り上げられたことで、他組合が同計画を認知、策定を検討する機会を提供できたのではと思う。



連携事業継続力強化計画の認定書の写し



市との協定調印式の様子

#### Point

事務局長の熱意によって組合内の合意形成、外部との協力体制の構築がなされた。  
移転活用のためには組合の計画策定に関するハードルを下げられる支援を行うことが重要。

# Pick up! 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工  
事業報告書より=

## 特徴ある活動 安達収集運業協同組合

IT を活用した収集運搬業務管理で地域とつながる

住 所	〒969-1301 福島県安達郡大玉村大山字北新田28番地1		
U R L	—		
設 立	令和元年6月	出 資 金	3,500 千円
主な業種	一般廃棄物収集運搬業	組 合 員	7 人

### ■背景・目的

組合が収集運搬業務を行う地域では近年、人口や世帯数の増加に伴いゴミの量が増え、収集時間の遅延や収集漏れが課題となっていた。また、受注の可否が不安定な入札制度により委託先を決定しているこの地域において、組合員企業がより安定的に仕事を受託できるような付加価値を生み出す必要があった。

このような課題を解決すべく、地域の同業者が集まって組合を設立し、業界では全国的に先進的な取り組みである業務車両管理システムを導入した。

### ■取組みの手法と内容

理事長がリーダーシップを取りつつ、組合員企業7社が共通の目標に向かって団結し、連携を取りながら組合を設立、業界において先進的な業務車両管理システムを導入した。

このシステムにより、地域の約1,500か所のゴミ収集ステーションの位置やGPSを搭載した各業務車両の現在位置と移動・収集履歴を可視化した。ブラウザベースのクラウドシステムであることから、組合員企業はもちろん、組合と委託元の行政もパソコン上からリアルタイムに閲覧することができる。

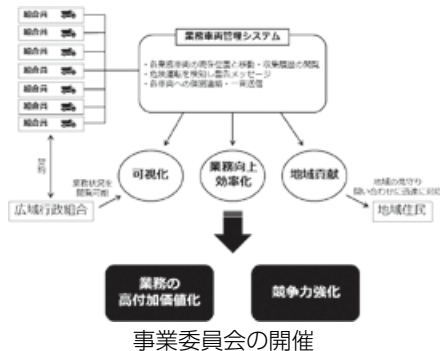
このシステムは運転中に速度超過や急加速・急減速等を検知すると警告メッセージが流れ、ドライバーに安全運転を促すことができるだけでなく、組合員企業は各車両の運転の傾向や危険挙動発生場所を集約したヒヤリハットマップを確認することができるため、事故の発生率も抑えることができる。さらに、行政からの要望があれば、出発時間等のデータからそのまま日報を作成することもできるため、従業員の負担軽減や業務効率化にもつながっている。

また、このシステムを利用したメールでの連絡も可能なため、リアルタイムで業務状況の把握ができるだけでなく、例えば行政と連携して行方不明者の搜索や道路の異常報告等、地域に根差した支援を行うこともできる。

### ■成果とその要因

このシステムの導入により、行政は地域住民からの問い合わせに対し迅速に回答・対応でき、組合員企業は各ゴミ収集ステーションでの確実な業務状況を確認することができるようになった。

また、大玉村とは令和元年10月、業界では珍しい地域安全連携協定を締結。他の地域についても協定締結に向け準備を進めている。



車両毎の収集済ステーションの位置と走行履歴のデータ

### Point

組合員企業が共通の目標に向かって団結・連携し、業界において先進的な業務車両管理システムを全国に先駆けて運用することで、目標達成のための大きな原動力となった。

# Pick up! 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工  
事業報告書より=

特徴ある  
活動

## 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合

クラウドファンディング実施でコロナ禍の組合員を支援

住 所	〒310-0021 茨城県水戸市南町二丁目5番24号 榎澤本店ビル4階C号室		
U R L	<a href="http://www.ibaraki-yado.jp/">http://www.ibaraki-yado.jp/</a>		
設 立	昭和40年1月	出 資 金	1,676 千円
主な業種	旅館業・ホテル業	組 合 員	381 人

### ■背景・目的

インバウンド需要で好調に推移してきたホテル旅館業界であったが、コロナ禍により休館を余儀なくされる組合員も出るなど危機的状況に陥っていた。この状況に危機感を持った青年部は、行政の支援を待つだけでなく自らで打開しようと決意した。そこで、青年部は組合でクラウドファンディングを実施して組合員を支援することを提案し、理事会の決議を経て実施を決定。また、支援者には県内の宿泊施設利用を通じて茨城の魅力を多くの人に伝えることとした。

### ■取組みの手法と内容

まず、青年部でクラウドファンディングのスキームを固めたうえで、全組合員に希望調査を行ったところ、手数料を負担することに抵抗を感じる組合員がいた。そのため、クラウドファンディングの支援方法として支援者が希望する宿泊施設を選択して、購入（支援）金額の10%を上乗せした宿泊旅行券をリターンする購入型のほかに、リターンなしの寄付型を導入した。寄付型の支援金から運営費用を賄い、賄えなかった分は青年部の予算から支出することとして、組合員は実質参加費用無料の仕組みを構築したことで参加組合員が増加していった。

クラウドファンディングは、令和2年5月18日から6月30日の期間で募集し、コロナ禍での旅館業・ホテル業の救済だけでなく、「宿泊施設の利用を通じて茨城県の魅力を多くの人に伝えたい」という想いを込めた。また、茨城県のサポートを受けてプレスリリースを行ったことでメディアに多数取り上げられた。結果として、県内外からの支援の動きが広がり目標金額を上回る支援を得ることができた。最終的に運営費用は寄付分で賄うことができ、残金は参加組合員すべてに均等割りして配分した。

支援者の多くは県内在住で組合員企業を利用した経験があり、参加組合員は足元のお客様を大切にすることの重要性に改めて気づくことができた。

### ■成果とその要因

獲得目標金額を上回ることができた要因としては、組合員の想いに支援者が共感し、青年部が実行部隊としてスピード感をもってすべての業務を遂行したことがあげられる。また、個々のホテル・旅館での取り組みではなく組合全体で実施したことで、組合員が組合の意義を再度確認することができ、今後の組合活動に向けて大きな経験となった。



クラウドファンディングサイト



応募（支援）方法

### Point

行政の対応を待たずに自ら苦境を打開すべく、クラウドファンディングに挑戦した青年部の情熱とスピード感が、キーファクターといえる。



## 令和4年度石川県中央会会長表彰並びに石川県知事 表彰に係る被表彰候補者の推薦について

本会では毎年通常総会において、永年にわたり組合運営に携わってこられた功績顕著な役職員の方々を表彰いたしております。また、石川県知事表彰につきましても本会を通じて推薦することといたしております。

表彰基準に該当される方につきまして、1月25日(火)までにご推薦いただきますようお願いいたします。  
会員組合に対しましては別途、文書でご案内いたしております。

### ≪表彰基準 (簡略版)≫

	石川県知事表彰	中央会会長表彰
組合功労者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合役員歴が通算 15 年以上 (現職理事長は 10 年以上)</li> <li>・ 中央会会長表彰を受賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合役員歴が通算 10 年以上</li> </ul>
優良専従職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合の勤務歴が満 20 年以上</li> <li>・ 中央会会長表彰を受賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合の勤務歴が満 10 年以上</li> </ul>

※詳細につきましては、先にお送りしてあります表彰基準及び留意事項でご確認下さい。

また、お問い合わせは本会 総務課(代表)076-267-7711までお願いします。

## 個別専門相談室開催のご案内

本会では、組合・企業等が抱えている法律や税務・登記等の諸問題を解決すべく、専門家による個別専門相談室(無料)を開設しております。

1～3月については、以下のとおり相談室を開設いたしますので、該当するテーマをお選びいただき、お気軽にご相談ください。

※相談は予約制(1回30分)のため、ご希望の方は事前に本会へ電話でお申込みください。また、予約多数の場合は、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

\*申込先 (TEL) 076-267-7711  
(FAX) 076-267-7720

### ≪日 程≫

開催日	時 間	内 容	専門相談員
令和4年 1月18日(火)	10:00～12:00	税務・会計相談	北村労務会計事務所 税理士 加藤 達也 氏
	13:00～15:00	法 律 相 談	弁護士法人まこと共同法律事務所 弁護士 久保 雅史 氏
2月16日(水)	15:00～17:00	労 務 相 談	(1月) 富田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 富田 義広 氏
			(2月) しあわせOFFICE たけうち 社会保険労務士 竹内 広幸 氏
3月 9日(水)			(3月) 坂本社会保険労務士事務所 社会保険労務士 坂本 裕子 氏

≪場 所≫ 金沢市鞍月2丁目20番地  
石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室



REPORT

# 県内の情報連絡員報告

令和3年 10月

県内製造業情報連絡員：8業種 31人 / 県内非製造業情報連絡員：6業種 27人

- 令和3年10月期において**、DI値で見ると、昨年同月比をもとに前月との増減を比べた場合、9項目中、4項目が悪化、2項目が横ばい、3項目が上昇となった。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され人の流れは戻りつつも、コロナ禍前の水準までの回復には至らない。また、原油価格高騰によりさまざまなコストが上昇しており、収益状況悪化を懸念する声が多く聞かれる。
- 製造業**においては、5項目が悪化、2項目が横ばい、2項目が上昇であった。半導体など材料や部品の納期遅れや入手困難から受注や生産状況に影響が出ている。取引条件および売上高が大幅に悪化した。悪化していたのは、高級呉服市場が冷え切ったままの繊維同製品製造業、需要の低迷が続いている印刷業、官公需、民需ともに生コン出荷量が少なかった生コンクリート製造業、展示会の売上が伸びない漆器製造業などであった。一方、好調であったのは、木材価格が落ち着き、需要が安定している木材・木製品製造業、天候が良く、屋根工事が進んだ粘土かわら製造業、原材料価格の上昇が懸念されるものの、高操業度が続いている鉄鋼・金属製品製造業及び一般機械器具製造業、経済活動が戻ってきたことに加え、価格転嫁も進んできたプラスチック製品製造業などであった。
- 非製造業**は、製造業と異なり、4項目が上昇、3項目が横ばい、1項目が悪化となった。宣言等の解除により人の動きが戻りつつあり、個人消費関連が回復した。売上高は急激に改善した。好調であったのは、新カタログが出始め、売上を伸ばしているその他の卸売業、修学旅行などの団体や観光客が戻りつつある土産物小売業、売上及び収益が安定している板金工事業などであった。一方、悪化していたのは、原油価格の上昇分を価格転嫁できず収益を圧迫している燃油小売業、昨年の巣籠もり需要や給付金による特需の反動及び半導体不足の影響で主力商品不足であった電器製品小売業、外出を控える傾向が続いており、以前までの水準には戻らない衣料品小売業、観光客も地元の消費者も低調であった水産物小売業、行動制限の解除や県民割などで宿泊状況は改善されつつあるが、依然厳しい状況の旅館・ホテル業、燃料価格が大幅に上昇し、収益が減少している一般貨物自動車運送業などであった。
- 新政権に期待する政策について**、全業種では、「期待している」が58.5%と最も多く、「どちらとも言えない」が34.0%、「期待していない」が7.5%であった。業種別でみると、製造業においては、「期待している」が38.5%であったのに対し、非製造業では「期待している」が77.8%と期待の度合いに大きな差が生じた。非製造業の多くの業種では、コロナ禍の行動制限の影響を大きく受けており、業績挽回のためには、起爆剤となる政策への期待が大きいと思われる。

新政権に期待する施策分野としては、製造業・非製造業ともに上位3つは同様の結果となり、「経済・財政政策」が最も多く、次いで「コロナ感染対策」、「環境・エネルギー政策」が続いた。製造業では、その後「外交・安全保障」が続き、非製造業では、「働き方改革」が続いた。

具体的に要望する施策内容としては、製造業では、「消費拡大」が最も多く、「雇用維持・創出支援」、「販路開拓支援」が続いた。非製造業では、「資金繰り・金融円滑化支援」が最も多く、「消費拡大」、「医療提供体制の強化」、「ワクチン接種証明の活用」が続いた。引き続きコロナ感染対策は重要であるものの、中小企業が現在直面している状況や問題に対応した、企業活動及び個人消費活動を大幅にかつ継続的に刺激する政策が期待されている。

令和3年

10月期

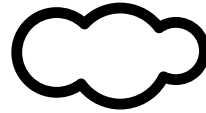
# 景況天気図

	全体	製造業	非製造業
売上高	☁️ 6.9 (10.3)	☀️ 16.1 (▼16.2)	☁️ -6.3 (40.7)
在庫数量	☔️ -10.6 (▼6.3)	☔️ -12.9 (▼9.7)	☁️ 6.3 (0.0)
販売価格	☀️ 15.5 (6.9)	☀️ 25.8 (0.0)	☁️ 3.7 (14.8)
取引条件	☔️ -17.2 (▼10.3)	☔️ -19.4 (▼19.4)	☔️ -14.8 (0.0)
収益状況	☔️ -15.5 (10.4)	☁️ -3.2 (9.7)	☔️ -29.6 (11.1)
資金繰り	☔️ -20.7 (▼1.7)	☔️ -12.9 (9.7)	☔️ -29.6 (▼14.8)
設備操業度	☀️ 16.1 (0.0)	☀️ 16.1 (0.0)	-
雇用人員	☁️ -6.9 (▼3.5)	☁️ -6.5 (▼6.5)	☁️ -7.4 (0.0)
業界の景況	☔️ -17.2 (0.0)	☁️ 0.0 (▼3.2)	☔️ -37.0 (3.7)

※ 1: ( ) 内の数字は前月とのポイント差 (▼は減少)  
 ※ 2: 設備操業度は製造業のみ

## 全体の景況感

※主要3項目(売上高・収益状況・業界の景況)の平均値



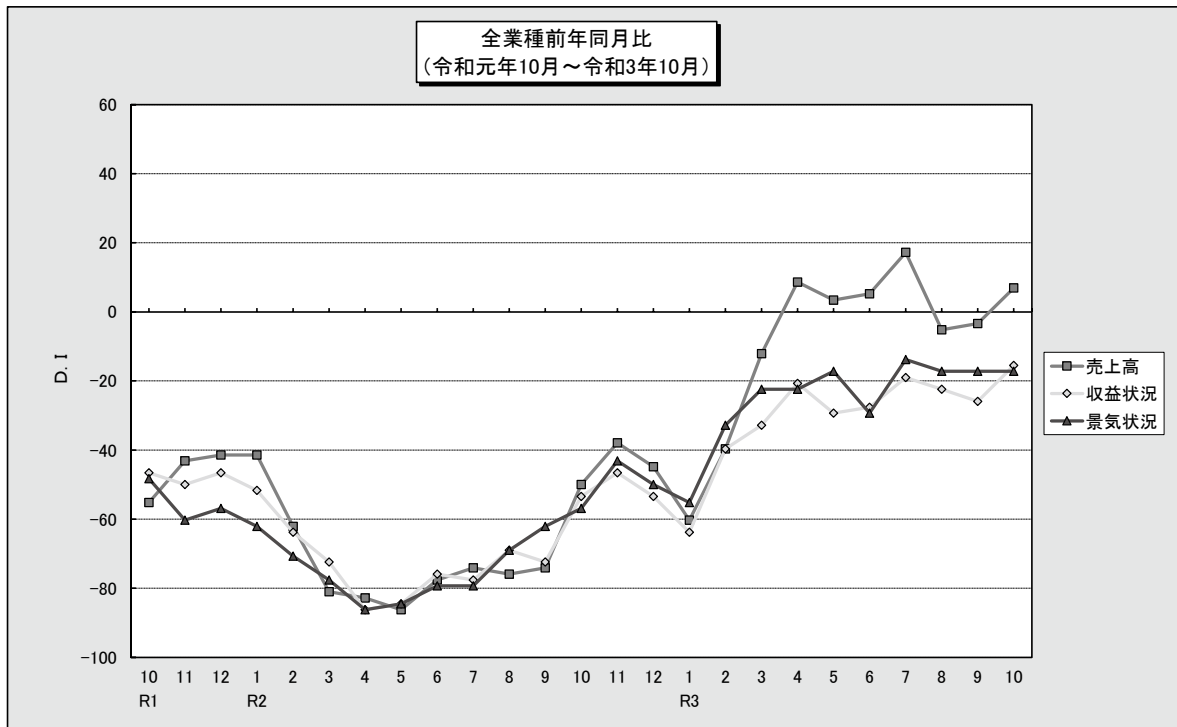
くもり  
-8.6

## 天気図の見方

各景況項目について「増加」(又は「好転」との回答を頂いた業種割合から「減少」(又は「悪化」との回答を頂いた業種割合を引いた値をもとに作成しました。その基準は次の通りです。

☀️ 快晴 25以上	☀️ 晴れ 10~25 未満	☁️ くもり 10未満~ -10未満	☔️ 雨 -10~ -25未満	☔️ 大雨 -25以下
------------------	-------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------

## 景況の推移(前年同月比)石川県分(主要3項目)





## 会報読者アンケート プレゼントクイズ当選者紹介!

会報No.4(11月発行)にて実施したプレゼントクイズの答えは、「りくつなあ〜」でした。

ご回答いただいた方から、抽選の結果、2名の方にプレゼントをお贈りさせていただきました!

当選者：石川県茶商工業協同組合 小林 様  
安原工業団地協同組合 山口 様

プレゼントは、今年度全国大会の会場となりました神奈川県横浜市のチョコレート菓子です。  
ご回答いただき、ありがとうございました。



当選者：小林様



今号のプレゼントクイズでは、ご回答された方の中から当選者の方に、中央会事業にちなんだ品物をお贈り致します。  
メ切は1月31日(月)!!ご回答お待ちしております!!

## ITで未来にもっとワクワクを。

ヒトとモノ。全てをITで繋いだら未来はどう変わるのだろう。

ICCは、ITインフラを通して培った総合力を活用し、

AIやIoTなど様々な最新技術を組み合わせ

「ワクワク」するような未来を創造していきます。



株式会社  
石川コンピュータ・センター

## < 信用保証制度のご紹介 >

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、中小企業の皆様は“事業再構築”や“業態転換”等のこれまでになかった課題に直面しているのではないのでしょうか。

特別制度による資金繰り面での支援のほか、こうした課題の解決に向けた保証制度や事業もご用意しております。

### 新型コロナウイルス感染症 経営改善支援特別融資保証 <略称：伴走支援県>

**資格要件：**経営安定関連保証4・5号\*の認定を受け、かつ経営行動計画を策定した中小企業者

\*経営安定関連保証5号は売上15%以上減少に限る

**保証限度額：**4,000万円

**保証期間：**10年以内(据置5年以内)

**保証料率：**負担なし

### 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) <略称：改善サポ感染>

**資格要件：**事業再生計画\*に基づいて事業再生を行い、金融機関へ実行状況等の報告を行う中小企業者

\*中小企業再生支援協議会が関与した計画や経営サポート会議による検討に基づく計画等

**保証限度額：**2億8,000万円

**保証期間：**15年以内(据置5年以内)

**保証料率：**0.2%

費用は **無料**  
当協会が負担します

### 専門家(その道のプロ)派遣事業

金融機関や関係機関と連携し各種専門家を派遣!

中小企業の皆様の経営力強化・向上のお手伝いをさせていただきます!

#### <専門家ラインナップ>

中小企業診断士

ITコーディネーター

フードコンサルタント

等、全9種

#### 【派遣効果】

売上・集客の増加

事業計画の策定

生産性の向上

円滑な事業承継

従業員の意識向上

HP等のアクセス向上

上記保証制度や専門家派遣事業は令和3年11月末時点のものであり、今後、更新される可能性があります。新型コロナウイルス関連等の最新情報は、県や市町、当協会ホームページ等で必ずご確認をお願いします。制度についてご不明な点がございましたら、石川県信用保証協会(営業部)または取引金融機関までお問い合わせください。



石川県信用保証協会  
ホームページはコチラ



当協会【YouTubeチャンネル】  
経営支援の事例を動画で紹介しています!



友だち追加は  
コチラから!



TEL: 076-222-1522 (営業部営業課)  
TEL: 076-222-1550 (営業部経営支援課)

相談窓口開設中

◎ウィズコロナ・ポストコロナ経営相談窓口 ◎原油価格上昇に関する特別相談窓口

# 事業主・事業所の皆様

## シルバー派遣 を活用されませんか！

企業の皆さん、少しだけ人手が足りないことはありませんか。  
そんな時はシルバー人材センターをご利用ください。

### 就業の仕組み

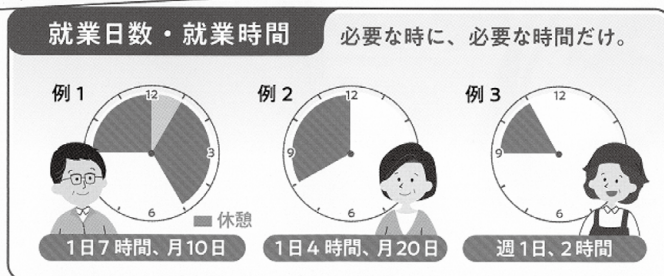
シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務（おおむね月10日程度以内のもの）又は軽易な業務（おおむね週20時間を超えないもの）になります。

おおむね  
月10日程度  
以内の就業

おおむね  
週20時間  
を超えない就業

又は

### シルバー派遣の就業例



※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。

### 主な仕事内容

- **事務系の仕事** 一般事務、受付事務、パソコン入力等
- **施設等での仕事** 施設などの管理業務（窓口、電話対応）、工場などの内外の清掃、除草
- **工場等での仕事** 製品等の仕上げ作業、部品等の包装・梱包作業、食品の製造・加工など
- **販売店、宿泊施設等での仕事** スーパーの品出し、総菜加工、カート整理、飲食店等での食器洗い  
旅館やホテルの配膳、調理補助、清掃

### ◆ お問い合わせは、地域のシルバー人材センターまで。

金沢市 SC ☎ 076-222-2411	野々市市 SC ☎ 076-294-8303	津幡町 SC ☎ 076-288-4462
小松市 SC ☎ 0761-47-2855	珠洲市 SC ☎ 0768-82-6886	中能登町 SC ☎ 0767-76-8060
七尾市 SC ☎ 0767-52-4680	輪島市 SC ☎ 0768-23-8033	能美市 SC ☎ 0761-58-4060
加賀市 SC ☎ 0761-73-2456	能登町 SC ☎ 0768-62-4688	宝達志水町 SC ☎ 0767-29-4850
白山市 SC ☎ 076-275-7604	かほく市 SC ☎ 076-281-3655	内灘町 SC ☎ 076-286-2992
羽咋市 SC ☎ 0767-22-2700	志賀町 SC ☎ 0767-42-2170	穴水町 SC ☎ 0768-52-4680

※「SC」は、「シルバー人材センター」の略です。

石川県あなたの街のシルバー

で 検索

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15-15

シルバー人材センターをご紹介します動画を配信しています。

当連合会ホームページからご覧ください。

ホームページはQRコードからご覧いただけます。





経営者・役員・従業員とそのご家族の  
安心の保障を準備するために  
中央会の共済制度をご活用ください。

BEST PARTNER  
大樹生命



従業員のための  
退職金準備に  
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
万一の保障  
団体扱生命保険

団体扱\* (月払) の場合、  
一般扱 (口座振替月払等) で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

**オーナーズプラン**  
経営者の  
各種リスクマネジメントのために  
**パートナーズプラン**  
役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、石川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- \* 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- \* 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および石川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 金沢支社

〒920-0853 石川県金沢市本町 2-15-1 ポルテ金沢 8F TEL:076-263-3256

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
R-2021-1001 (2021.4)

# 損害保険集団扱制度のご案内

## ★【自動車保険・火災保険】

石川県中小企業団体中央会では、組合員の企業経営並びに従業員の福利厚生を充実するため、会員の皆様に中央会損害保険集団扱制度(自動車保険・火災保険)のご加入をお勧めしております。つきましては、本制度について引受損害保険会社の取扱代理店が説明させて頂きたく、訪問した際にはよろしくお願いたします。

## 《損害保険集団扱制度の概要》

### 特 徴

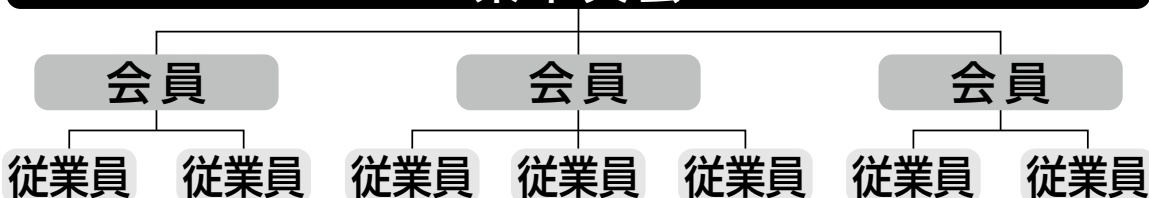
- ◎保険料は、一般契約より**5%割安**です。(保険料一時払の場合)
  - ◎手続きは、年1回払い、口座引落しです。
  - ◎下記損害保険会社と契約を行っている方は、現在契約している取扱代理店で制度利用が出来ます。
  - ◎自動車保険
    - ・既加入自動車保険は、無事故割引などをそのまま継承できます。
    - ・業務用車両も対象になります。
  - ◎火災保険
- ※詳しくは下記の各社にご確認ください。

### 対 象

(中央会指定の確認票を提出願います。)

- ◎中央会の会員(組合・企業・団体)◎会員の傘下企業、事業主及び従業員

## 県中央会



## お問合せ先

**石川県中小企業団体中央会 TEL.076-267-7711**

〈本制度引受損害保険会社〉

**三井住友海上火災保険株式会社……………TEL.076-223-9960**

金沢支店 〒920-0918 金沢市尾山町6番25号

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……………TEL.076-264-7811**

金沢支店 〒920-0906 金沢市十間町5番地

**損害保険ジャパン株式会社……………TEL.076-262-1681**

金沢支店 金沢第一支社 〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21

**AIG損害保険株式会社……………TEL.076-222-0005**

金沢支店 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル2F

**共栄火災海上保険株式会社……………TEL.076-261-9297**

北陸支店金沢第一支社 〒920-0919 金沢市南町5番16号

(2020年10月作成)

## くみWai広場

こんにちは組合さん

### 山中漆器連合協同組合

#### 組合のPRをお願いします

当組合は、漆器製造卸業者から職人さんを含めた山中漆器に携わる全事業所により構成されており、当地の業界を代表する唯一の組織として業界の振興発展や行政をはじめとした各種機関への対応や法制度への対応、産地のルールづくり等の重要な役割を果たしています。

昨今は伝統産業の需要が厳しい中、コロナ禍において展示会が開催できないことや、百貨店を始め店売りに大きな影響がでるなど、産地としては一層厳しい状況にあるのが現状でした。この状況を打破するため、組合の目標として「山中リブランディング」を掲げるとともに委員会を立ち上げ、山中漆器ブランドの再構築とツールであるデジタルコンテンツの効果的な活用方法に取り組むこととなりました。

具体的には、昨年度にホームページをリニューアルし、今年10月には販売を組合に一元化したオンラインストアを立ち上げました。オンラインストアでは主に20~30代女性をターゲットとしたシンプルで洗練されたデザインの食器やアクセサリ、インテリアを扱っております。



写真上▲ブランディング委員会の様子  
写真左▲山中漆器



また、加盟企業の所商品を一覧で紹介するウェブサイト「山中塗デジタル展示会」やInstagramおよびFacebookのアカウントも開設しました。山中塗全般の紹介に加えて、各社の商品紹介やデジタル展示場で特集取材した個社の紹介していきます。ぜひフォローやいいねをお願いします！！

#### 一言お願いします！（理事長 竹中俊介さん）

令和元年に理事長に就任後、山中漆器のブランディングに取り組んできました。まず、漆器製造卸業者の若手を中心にブランディング委員会を立ち上げました。その後、産地内の認識を共通化するため各種研修会の実施、各種補助金を活用してホームページのリニューアル・オンラインストア・デジタル展示場の開設など組合のDX化にも取り組んできました。今後は、これらデジタル媒体をPRするための情報発信に努めたいと考えています。

当コーナーに登場していただける事務局さんを募集中です！自薦、他薦は問いませんので、中央会事務局まで連絡をお待ちしています！

## From 編集室

あけましておめでとうございます！

今年は私にとっては大厄の年であります。厄年の中でも、また、人生でも最も気を付けたほうがいいと言われていることもあり、少し怯えておりますが、某占いによると「幸運の年」のようです。これまでの苦労や努力が報われる…全力で幸せをつかみに！とのことです。今年は寅年。大厄に怯えず、虎のように強く駆け回りたいと思います！！

今年こそ新型コロナウイルスが収束し、平穏な日常が取り戻った一年となりますよう願っております。

編集者 T

### Q プレゼントクイズ

くみWai広場でご紹介させていただいた、山中漆器連合協同組合が開設した、加盟企業の商品を一覧で紹介するウェブサイトの名称は何でしょうか？

「山中塗○○○○展示場」

○にあてはまるカタカナ4文字をお答えください。

正解者の中から抽選で、粗品を差し上げます。

今後、よりよい誌面づくりを行うために読者の皆さんからのご意見、ご要望をお伺いしたいと思っておりますので、同封のプレゼント付き読者アンケート回答へのご協力をお願いします。

少しでも多くの「声」をお待ちしています。



回答は中央会 FAX:076-267-7720 までお送り下さい。



愛とは思いやる心  
（瀬戸内寂聴）

一、いろんな経験をしてきたからこそ、あなたの今があるのです。すべてに感謝しましょう。

一、お子さんに「何のために生きるの？」と聞かれたら、「誰かを幸せにするために生きるのよ」と答えてあげてください。

一、自由に生きることは、心のこだわりをなくすことです。自分の心を見つめて、ひとつでもふたつでも、そこに凝り固まっているこだわりをほぐしていくことが大切です。

一、人は、不幸のときは一を十にも思い、幸福のときは当たり前のようにそれに馴れて、十を一のように思いいます。



# 石川県中小企業団体中央会

# Facebookページ

facebook

石川県中央会 facebook で検索



石川県中小企業団体中央会

@icnet.ishikawa

ホーム

基本データ



## ファン登録をお願いします。

- ★より身近な情報提供を行います。
  - ★アンケートなどを行ってより充実した情報を発信します。
- ※なお、ファン登録を行うためには、Facebookアカウントを取得(無料)する必要があります。

いいね!



メッセージを送る

## 石川県中央会 フェイスブックページ 掲載事例のご紹介

